理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいう。 団、一又は「この法律において「料金」とは、会社、地方道路公社又は道路管 3 こんご	阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社を路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式法律において「会社」とは、東日本高速道路株式会社、首都会道路管理者をいう。	2. この法律において「高速道路」とは、高速道路株式会社法(平成 第百八十号)第二条第一項に規定する道路をいう。 第三条 第二条第一項に規定する道路をいう。 第二条 第二条 第二条 (定義)	第一条 略 第一条 (目的) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二	第一章 総則	附則	改 正 案	
又は道路管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいう団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団若しくは地方道路公社。この法律において「料金」とは、日本道路公団、首都高速道路公	規定する道路管理者をいう。 2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に	第百八十号)による道路をいう。第二条(この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律(用語の定義)	条 略 (この法律の目的)			現行	(傍線の部分は改正部分)

有・債務返済機構(以下「機構」という。)又は地方道路公社をいて、この法律において「機構等」とは、独立行政法人日本高速道路保い、この法律において「会社等」とは、会社又は地方道路公社をいう「

第二章 会社による高速道路の整備等

(日本道路公団の行う有料の高速自動車国道の新設又は改築)

行わせ、料金を徴収させることができる。 第五条に規定する整備計画に基く高速自動車国道の新設又は改築を第七十九号)第六条の規定にかかわらず、日本道路公団をして同法第二条の二 国土交通大臣は、高速自動車国道法(昭和三十二年法律

(有料の高速自動車国道の工事実施計画書の認可)

しようとするときも、同様とする。 かじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更により、次に掲げる事項を記載した工事実施計画書について、あら設し、又は改築しようとするときは、国土交通省令で定めるところ第二条の三 日本道路公団は、前条の規定に基き高速自動車国道を新

路線名及び工事の区間

|二 |工事予算|

工事の着手及び完成の予定年月日

(高速自動車国道に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

。これを変更しようとするときも、同様とする。ついて、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間には改築した高速自動車国道について料金を徴収しようとするときは第二条の四 日本道路公団は、第二条の二の規定に基づき新設し、又

|第三条||日本道路公団は、一般国道、都道府県道又は道路法第七条第||(日本道路公団の行う有料の一般国道等の新設又は改築)

0

第三条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機(高速道路の新設又は改築)

- 2 -

ができる。 規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の 規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項 構法 (平成十六年法律第百号。 を受けて、 の方法の定めにかかわらず、 の規定により成立したものとみなされる協議を含む。) による管理 定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項 第一項に規定する協定 (以下単に「協定」という。 高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十九号) 第六条の 高速道路を新設し、 当該協定に基づき国土交通大臣の許可 以下「 又は改築して、 機構法」という。 料金を徴収すること)を締結したと 第十三条

- 2 載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない 当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、 該協定に対応する高速道路の各部分)ごとに、 通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路 (会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交 次に掲げる事項を記 当
- 高速道路の路線名
- 新設又は改築に係る工事の内容
- 四三 料金の額及びその徴収期間収支予算の明細
- 3| 請に係る高速道路が、道路法第十三条第一項に規定する指定区間(合にあつては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならな 該高速道路の道路管理者と協議し、 以下「指定区間」という。)外の一般国道である場合にあつては当 三項に規定する指定市(以下「 会社は、第一項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、 指定市」という。 都道府県道又は道路法第七条第 の市道である場 申
- 4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、 又は同意をしようと

臣の許可を受けて、当該道路を新設し、 第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立 条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法 第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七 の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り、同法 指定市の市道である場合においては、当該道路の新設又は改築が国 の各号に規定する条件に該当し、 することができる。 立したものとみなされる協議を含む。 三項に規定する指定市(以下単に「指定市」という。 した協議 (同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成 かつ、当該道路が都道府県道又は にかかわらず、 又は改築して、 の市道が次 料金を徴収 国土交通大

利益を受けるものであること。 当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく

又は利用が余儀なくされるものでないこと。 通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、 当該道路の通行

2 | した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 の他国土交通省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載 日本道路公団は、前項の許可を受けようとするときは、 設計図そ

- 路線名及び工事の区間
- 工事方法
- 工事予算

工事の着手及び完成の予定年月日

五|四 収支予算の明細

料金

料金の徴収期間

3| に限り、 て 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合にお 申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当1土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合におい かつ、 第一項の許可をすることができる。 申請書に記載された事項が適正であると認められるとき

ればならない。するときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なけ

る。 にも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができても適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。 国土交通大臣は、第二項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれ

申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

業務実施計画の認可を受けていること。 申請に係る高速道路について、機構が機構法第十四条第一項の

四 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合適合するものであること。 高速自動車国道法第五条第一項又は第三項に規定する整備計画に三 申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあつては、

するものであること。四、料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合

に限る。

「に限る。」

「に限る。」

「に限る。」

「は第四号に掲げる事項を変更しようとする場合をといて第二項第一号、第二号(前項の国土交通省令で定める事項に係定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第二項を以外の部分とで構成されている高速道路にあつては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部の、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部の、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部の、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部の、指定区間外の一般国道、都道府県道区は、前項の場合について準用する。ただの、

9 会社は、第一項の許可を受けた後、第二項第二号(8 第五項の規定は、第六項の場合について準用する。

「頃を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければなら」「項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければな事」「交通省令で定める事項に係るものに限る。)又は第三号に掲げる事「9」 会社は、第一項の許可を受けた後、第二項第二号(第六項の国土19)

ればならない。 路管理者 (国土交通大臣である道路管理者を除く。) に通知しなけ前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該高速道路の道10 国土交通大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は

届け出ることをもつて足りる。五号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、国土交通大臣に日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第四号又は第

5|

理者に通知しなければならない。 前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管6 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は

(日本道路公団の行なう料金の徴収の特例)

(会社の行う高速道路の維持、修繕等)

第四条 二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議 自動車国道法第六条の規定、 同じ。)を受けて新設し、又は改築した高速道路については、 のとみなされる協議を含む。) による管理の方法の定め又は道路の 若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条第 (同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したも 第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、 会社は、前条第一項の許可(同条第六項の許可を含む。 《若しくは第二項本文、第十七条第一項道路法第十三条第一項若しくは第三項 高速 以下

第三条の二 さ、 できる。 可を受けて、 を含む。 次の各号に掲げる条件が存する場合には、 以下同じ。 日本道路公団 これらの道路を一の道路として料金を徴収することが を受けて料金を徴収している二以上の道路に ば 前条第一項の許可 (同条第四項の許可 国土交通大臣の許

ると認められること。 当該二以上の道路が、 相互に代替関係にあることにより、 通行者又は利用者が相当程度共通である 交通上密接な関連を有す

とが適当であると認められる特別の事情があること。 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行なうこ

国土交通大臣に提出しなければならない。 省令で定める書面を添附して、 日本道路公団は、前項の許可を受けようとするときは、 次に掲げる事項を記載した申請書を 国土交通

料金収支予算の明細

料金の徴収期間

号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、 前項第二号又は第三

る事項のみを変更しようとするときは、 受けなければならない。 とをもつて足りる。 日本道路公団は、 第一項の許可を受けた後、 国土交通大臣に届け出るこ 第二項第一号に掲げ

理者に通知しなければならない。 前項の規定による届出があつたときは、 国土交通大臣は、 第一項若しくは第三項の許可をしたとき、又は その旨を当該道路の道路管

(日本道路公団の行う有料の道路の維持、 修繕等)

第四条 のとみなされる協議を含む。) 又は道路の修繕に関する法律 (昭和 第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議 項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、同法第十六条 車国道法第六条の規定若しくは道路法第十三条第一項若しくは第三 項の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、高速自動 (同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したも 第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、 日本道路公団は、 第二条の二の規定に基き、又は第三条第 第十七条第一

。)を行うものとする。
第十三条第一項に規定する災害復旧(以下単に「災害復旧」というの徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び道路法事完了の日の翌日から第二十五条第一項の規定により公告する料金項の規定にかかわらず、第二十二条第二項の規定により公告する工修繕に関する法律(昭和二十三年法律第二百八十二号)第二条第一

(供用の拒絶等)

- 当該禁止又は制限の対象となる車両である。)が、同法第四十六条の規定に基づき当いた道路監理員を含む。)が、同法第四十六条の規定に基づき当いた道路監理員を含む。)が、同法第四十六条の規定により機構が命べわってその権限を行う機構(第五十四条第一項の規定により読代わって条の権限を行う機構(第五十四条第一項の規定により読
- 車両へ司法第四十七条の二第一頁の件可を受けた車両を余く。 又は最小回転半径の最高限度で同項の政令で定めるものを超える両を含む。以下この条において同じ。)の幅、重量、高さ、長さ、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい一道路法第四十七条第一項に規定する車両(人が乗車し、又は貨
- けた車両を除く。) | 車両(同法第四十七条の二第一項の許可を受は制限の対象となる車両(同法第四十七条の二第一項の許可を受る車両の通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又基づき当該高速道路において安全であると認められる限度を超え基づき当該高速道路において安全であると認められる限度を超える。) | 車両(同法第四十七条の二第一項の許可を受けた車両を除く。)
- | により当該高速道路の通行を制限される車両 | 道路法第四十七条第四項の政令で定める基準に適合しないこと
- 号のいずれかに該当する場合において、高速道路の構造を保全し、2 会社は、前項に規定するもののほか、道路法第四十六条第一項各

(以下単に「災害復旧」という。)を行うものとする。該道路の維持、修繕及び道路法第十三条第一項に規定する災害復旧条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四二十三年法律第二百八十二号)第二条第一項の規定にかかわらず、

(日本道路公団の行う有料の一般国道等の維持、修繕等の特例)

徴収することができる。徴収することができる。徴収することができる。徴収することができる。徴収することが著しく困難又は不適当であると認められるときに工事を行うことが著しく困難又は不適当であると認められるときに工事を行うことが著しく困難又は不適当であると認められるときになりた道路の維持又は修繕に関する工事に特に多額の費用を要しま五条。日本道路公団は、第三条第一項の許可を受けて新設し、又は第五条。

- ければならない。でに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなず一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前ま2 日本道路公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条2
- 路線名並びに維持及び修繕を行う区間
- 二 維持及び修繕に関する工事の方法
- 三 維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合におい四 料金
- められるときに限り、第一項の許可をすることができる。る要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認て、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合におい
- ばならない。 事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなけれる 日本道路公団は、第一項の許可を受けた後、第二項各号に掲げる
- した場合に準用する。5 第三条第六項の規定は、国土交通大臣が第一項又は前項の許可を

限度において、当該高速道路の供用を拒絶することができる。又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な

- あるとき。 三 当該供用により他の車両の通行に著しく支障を及ぼすおそれが
- || るものであるとき。 | 四|| 当該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反す

(供用約款)

変更しようとするときも、同様とする。 約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを るときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、供用第六条 会社は、第三条第一項の許可に基づき料金を徴収しようとす |

- さる。 すれにも適合すると認める場合に限り、同項の認可をすることがですれにも適合すると認める場合に限り、同項の認可をすることがで2 国土交通大臣は、前項の認可の申請が次の各号に掲げる要件のい

(供用約款の掲示)

(機構による道路管理者の権限の代行)

、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持第八条(機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設

(道路管理者との協議等)

(同条第三項の許可を含む。以下同じ。) 又は前条第一項の許第六条 日本道路公団は、第三条第一項の許可、第三条の二第一項の許可を含む。以下同じ。) を受けようとする場合の市道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は指定市らかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は指定市らかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は指定市る市道であるときは、ある。以下同じ。) 又は前条第一項の許第六条 日本道路公団は、第三条第一項の許可、第三条の二第一項の

ればならない。するときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なける。前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようと

(国土交通大臣の権限の代行)

| 自動車国道の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、国土|| 国道を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速|| 第六条の二 日本道路公団は、第二条の二の規定に基づき高速自動車|

理者に代わつて、 その権限のうち次に掲げるものを行うものとする

協議すること。 に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは一高速自動車国道法第八条第一項の規定により管理の方法 (同項 維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。)について

ے ع 同条第五項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同 第三号に掲げる施設について高速自動車国道との連結を許可し、「 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第二項 法第十一条の七の規定によりこれらの許可に必要な条件を付する

略

六四 高五 連 標識を定めること。 ||高速自動車||国道法第十七条第二項の規定により設けるべき道路

니 시 変更すること。 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、 略 又は

いて協議すること。 改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。 る他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、 道路法第二十条第一 項の規定により管理の方法 (同項に規定す 新設、 につ

+--+-

要な条件を付すること。 可し、及び同法第三十二条第五項(同法第九十一条第二項においにおいてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により許 れらの規定を準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。) の規定により協議し、並びに同法第三 十四条及び第八十七条第一項 道路法第三十二条第一項又は第三項 (同法第九十一条第二項 (同法第九十一条第二項においてこ)の規定により当該許可に必

交通大臣に代わつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとす

略

より管理の方法について協議すること。 高速自動車国道法第七条の二第一項又は第八条第一項の規定に

_ の _ らの許可に必要な条件を付すること。 二項第三号に掲げる通路その他の施設について高速自動車国道と の構造の変更を許可し、及び同法第十一条の七の規定によりこれ の連結を許可し、同条第五項の規定により当該通路その他の施設 高速自動車国道法第十一条の二第一項の規定により同条第

二の三・三

ること。 高速自動車国道法第十七条第二項の規定により道路標識を設け

五の二 略

道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること

。)の規定により当該許可に必要な条件を付すること。 おいてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定により許可 七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む 準用する場合を含む。) の規定により協議し、並びに同法第八十 し、及び同法第三十二条第五項(同法第九十一条第二項において 道路法第三十二条第一項又は第三項(同法第九十一条第二項に

場合を含む。 道路法第三十四条 (同法第九十一条第二項において準用する)の規定により必要な条件を付すること。

十五略

十六~十九略

| 十一第二項の規定により設けるべき道路標識又は区画線を定める|| 二十|| 道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の

結すること。二十四(道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、及び締

十五略

すること。
及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付二十七(道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、

十八略

。)の規定に係るものを除く。

一十九 道路法第七十一条第二項において準用する場合を含む、及び同法第九十一条第三項前段(高速自動車国道法第十た者若しくは委任した者に行わせること。ただし、道路法第三十た者若しくは委任した者に行わせること。ただし、道路法第十た者若しくは委任した者に行わせること。ただし、道路法第十た者若しくは委任した者に行わせること。ただし、又は若置規定を準用する場合を含む。)の規定により処分をし、又は措置規定を準用する場合を含む。)の規定により処分をし、又は措置規定を準用する場合を含む。)の規定により処分をし、又は措置は条準用する場合を除く。

計略

三十一 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、

十二略

ら施行すること。)の規定により道路の占用に関する工事を自用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を自一三 道路法第三十八条第一項(同法第九十一条第二項において準

十四~十四の四 略

路標識又は区画線を設けること。 -五 道路法第四十五条第一項及び第四十七条の四の規定により道

十六・十六の二 略

命ずること。七一道路法第四十七条の三の規定により必要な措置をすることを

を締結し、及び道路一体建物を管理すること。十七の二 道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、協

十七の三略

十七の四略

十九略

又

道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築若しくは係るもの又は同法第九十五条の二第一項に規定する横断歩道橋のと。ただし、同法第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定にとり協議し、又は通知するこは通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知するこ

路管理者に報告しなければならない。 2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつ 2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつ 2 機構は、前項の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わつ 2

3| 用で政令で定めるものに係る場合に限る。 、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占ない。ただし、同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあつては 滞なく、 げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、そは一般国道に係る同項第十四号、第十五号若しくは第二十六号に掲おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又 理者の同意を得、 号又は第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管 の権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第十四号、 以下この項において同じ。 機構は、 その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければなら 第一項の規定により高速道路(高速自動車国道を除く。 かつ、これらの権限を行つた場合においては、)の道路管理者に代わつてその権限を行 第 十 五 遅 3|

4 | 社の意見を聴き、 工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。 十号に掲げる権限にあつては道路法第二十条第一項に規定する他の 車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、 号までに掲げる権限 (同項第二号に掲げる権限にあつては高速自動 八号から第三十号までに掲げるものであるときは、 号から第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで又は第二十 の権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、 機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつてそ 第五号、第六号、第九号、第十一号から第十六号まで、 同項第 号から第七号まで又は第九号から第三十 あらかじめ、 第 第十八 一項第 第三

国土交通大臣に裁定を申請することができる。

国土交通大臣に裁定を申請することができる。

「項に規定する公団等。以下この条において、単に「道路管理者」
する公団等の管理する一般国道等である場合にあつては、第九条第一項に規定する協議が成立しないときは、日本道路公団又は同項に規定規定による協議が成立しないときは、日本道路公団又は同項に規定第一項の国土交通大臣の権限を代わつて行う場合において、同項の第一項の規定により日本道路公団が高速自動車国道法第七条の二

者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

とする場合においては、日本道路公団及び道路管理者の意見を聴かとする場合においては、日本道路公団及び道路管理者の意見を聴かとする場合においては、日本道路公団及び道路管理者の意見を聴かる地方にある地方による場合においては、日本道路公団及び道路管理者の意見を聴かる。

- ればならない。 を行つた場合においては、 遅滞なく、 その旨を会社に通知しなけ
- 5 | 中「道路管理者」とあるのは、 者に代わつて機構が行う許可又は承認については、機構に提出すべ十六号、第二十七号及び第三十号の規定により高速道路の道路管理 き申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。 合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、 に規定する会社(以下「会社」という。 第一項第三号、 第四号、第十三号、第十四号、 「道路整備特別措置法第二条第四項 ことする。 第二十二号、 この場 第 同項 5|
- 6 わつて機構が行う許可又は承認であつて当該会社に対するものにつ第二十六号又は第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代 前二項の規定は、第一項第三号、 適用しない。 第四号、 第十三号、 第十四号、

6|

- 7 | 者に代わつてこれらの権限を会社が行つた場合においては、 それぞれ第 項第十九号又は第二十八号に掲げる権限を行わない 機構は
- ものとする。 次条第一項第九号又は第十二号の規定により高速道路の道路管理 7 |

|権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から 第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日 までに限り行うことができるものとする。 第一項の規定により機構が高速道路の道路管理者に代わつて行う 10

8

(会社による道路管理者の権限の代行)

路公団及び道路管理者の協議が成立したものとみなす。速自動車国道法第七条の二第一項の規定の適用については、 前項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、 高

- 立させなければならない。 合において、 事の施行方法及び費用負担について、 を行うときは、 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場 本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、 日本道路公団が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機 第一項の規定により日本道路公団がその新設又は改築 高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわら あらかじめ協議し、 これを成 ᅵ
- 。 は当該鉄道事業者は、 行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 前項の規定による協議が成立しないときは、 国土交通大臣に裁定を申請することができる 本州四国連絡橋公団又 日本道路公団、 独 立
- 機構、 ばならない。 いては、日本道路公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援 国土交通大臣は、 本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者の意見を聴かなけれ 前項の規定により裁定をしようとする場合にお
- 第六項の規定の適用については、日本道路公団と独立行政法人鉄道 建設・運輸施設整備支援機構、 業者との協議が成立したものとみなす。 第七項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、 本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事
- 限は、 条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限 り行うことができるものとする。 第一項の規定により日本道路公団が国土交通大臣に代つて行う権 第十条第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四

第九条 代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。 及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法に 会社は、 第三条第一 項の許可を受けて高速道路を新設し、 修繕

ついて協議すること。

害復旧の方法について協議すること。 の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。 高速自動車国道法第八条第一 項の規定により維持、 ただし、 同項に規定する他 修繕又は災

四 自動車国道法第十七条第二項の規定により設けること。 前条第一項第六号の規定により機構が定めた道路標識を、 道路法第十九条の二第一項の規定により管理の方法について協 速

議すること。

五 る他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。 は災害復旧の方法について協議すること。 道路法第二十条第一項の規定により新設、改築、 ただし、 維持、 同項に規定す 修繕又

六 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること

뇌

道路法第三十一条第

項の規定により協議し、

これを成立させ

ること。

施行すること。 する場合を含む。 道路法第三十八条第一項(同法第九十一条第二項において準用 の規定により道路の占用に関する工事を自ら

九 第五項 (同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。 置物件を売却し、及び代金を保管し、 含む。)の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の 四条の二第二項 (同法第九十一条第二項において準用する場合を 準用する場合を含む。 条第二項において準用する場合を含む。 の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項 (同法第九十 |第三項 (同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。 道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項において 又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、)の規定により違法放置物件を自ら除去し 並びに同法第四十四条の一 の規定により違法放 同法第四十

+|

の規定により違法放置物件を廃棄すること。

前条第一項第二十号の規定により機構が定めた道路標識又は区

条の十一第二項の規定により設けること。画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八

を管理すること。 十一 道路法第四十七条の六第一項後段の規定により道路一体建物

物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。の交差部分及びその付近の道路の部分の改築若しくは道路の附属通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道橋の設置、道路十三 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は

程定を申請することができる。 | 本の権限を会社が行う場合において、高速自動車国道法第七条の二路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣において、第一項の規定による協議が成立しないときは、会社又は同項に規定がの道路の道路であるときは当る他の道路の道路管理者(当該他の道路が他の会社が管理する第一項の規定による協議が成立しないときは、会社又は同項に規定をの道路の道路であるときは当るの道路であるときは当るの道路であるときは当るの道路であるときは当るの道路であるときは当るの道路であるときは当るの道路であるときは当るの道路であるときは、会社又は同項に規定を申請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようない。 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしまった。 コープ (地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理がなければならない。この場合において、当該他の道路の道路管理がなければならない。この場合において、当該他の道路の道路管理がなければならない。この場合において、当該他の道路の道路管理がなければならない。この場合において、当該他の道路の道路管理がない。

みなす。
ついては、会社と他の道路の道路管理者との協議が成立したものと合においては、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定の適用に第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場

4

- いて、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担につらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当は鉄道事業者の鉄道と相互に交差する高速自動車国道の新設又は改る社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又
- | 土交通大臣に裁定を申請することができる。| | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者は、国6 | 前項の規定による協議が成立しないときは、会社、独立行政法人
- 協議が成立したものとみなす。

 人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者との合においては、第五項の規定の適用については、会社と独立行政法圏、第六項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場
- 横の許可を受けなければならない。 横の許可を受けなければならない。 会社は、第一項第九号の規定により連速活動の道路管理者に代わつて同法第四十四条の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄しようとする場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄しようとする場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄しようとする場合を含む。)の規定により違法放置物件を自ら除去し、準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を自ら除去し、準別では、第一項第九号の規定により高速道路の道路管理者に代わり、
- 第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第一項の規定により会社が高速道路の道路管理者に代わつて行う

(日本道路公団による道路管理者の権限の代行)

害復旧を行う場合又は第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修、又は改築する場合、第四条の規定により道路の維持、修繕及び災第七条(日本道路公団は、第三条第一項の許可を受けて道路を新設し

| 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又はわつてその権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代

及び道路の維持をさせること。三道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、三

路の維持を施行させること。 四 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事又は道

ること。 七 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させ

必要な条件を付すること。

「これらの規定を準用する場合を含む。)の規定により当該許可に
「二十四条及び第八十七条第一項(同法第九十一条第二項において
「三十四条及び第八十七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議し、並びに同法第許可し、及び同法第三十二条第五項(同法第九十一条第二項におり。)の規定により

| る場合を含む。)の規定により協議すること。| 七の三 | 道路法第三十五条(同法第九十一条第二項において準用す

施行すること。

する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を自ら

八 道路法第三十八条第一項(同法第九十一条第二項において準用

る場合を含む。 道路法第四十条第二項(同法第九十一条第二項におい の規定により必要な指示をすること。 て準用す

九の二 を命ずること。 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすること

九の三 道路法第四十四条第四項 (同法第九十一条第二項において 準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきこと

九の四 の二第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条 条の二第三項 (同法第九十一条第二項において準用する場合を含 合を含む。) の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四 四十四条の二第二項(同法第九十一条第二項において準用する場 を命ずること。 去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第 いて準用する場合を含む。 1十一条第二項において準用する場合を含む。 の規定により違法放置物件を廃棄すること。 の規定により公示し、 道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項にお の規定により違法放置物件を自ら除 同法第四十四条の二第四項 (同法第)の規定により違

道路法第四十五条第一項、 |項の規定により道路標識又は区画線を設けること。 第四十七条の四及び第四十八条の五

規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項

項の規定により許可証を交付すること。 り許可をし、 一の二(道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定によ 道路法第四十七条の三及び第四十八条の六の規定により必要 同条第二項後段の規定により協議し、及び同条第五

+<u>_</u>の_ な措置をすることを命ずること。 道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、 協定

及び道路一体建物を管理すること。

十二の三 とを命ずること。 とを命じ、 を締結し、 おいて準用する場合を含む。 て準用する場合を含む。 道路法第四十八条第二項 (同法第九十一条第二項におい 及び同法第四十八条第四項(同法第九十一条第二項に の規定により必要な措置を講ずべきこ)の規定により必要な措置をするこ

十二の四 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し

規定により車両を移動すること。り告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項のり事両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定によせ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により 、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動さ

。ただし、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るも通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること十五 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見をきき、又は十四 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

|について協議すること。| |十六||高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法||のを除く。

2 意を得、 は第七号の三に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同 号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第七号の二若しくは第七号 令で定めるものに係る場合に限る。 の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政 の三に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見をきき つてその権限を行なおうとする場合において、 その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。 日本道路公団は、 その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第七号の二又 同項第七号の二又は第七号の三に掲げる権限にあつては、 かつ、これらの権限を行なつた場合においては、 前項の規定により当該道路の道路管理者に代わ その権限が同項第 遅滞なく ただ 道路

収期間の満了の日までに限り行うことができるものとし、日本道路る工事開始の日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴災害復旧を行う場合にあつては、第十条第一項の規定により公告すは、日本道路公団が第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、若る、第一項の規定により日本道路公団が道路管理者に代つて行う権限

の徴収開始の日から行うことができるものとする。を行う場合にあつては、第十四条第一項の規定により公告する料金公団が第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧

路又は阪神高速道路の新設又は改築)(首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首都高速道

七条の一 高速道路」という。 を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路(以下単に「首都 計画に含まれている道路法第四十八条の二第一項の規定による指定 わらず、 四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。) にかか 項の規定に基き成立した協議 (同法第十六条第四項又は第十九条第 とができる。 三十条第一 六条第 |項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第 項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第 首都高速道路公団法 (昭和三十四年法律第百三十三号) 第 項の規定により指示された基本計画に従つて、 首都高速道路公団は、 を新設し、 又は改築して、 道路法第十二条、 料金を徴収するこ 第十五条、 当該基本 第十

2 規定により成立したものとみなされる協議を含む。 料金を徴収することができる。 定を受けた自動車のみの一般交通の用に供する道路又は道路の部分 まれている道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指 項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは第二項の規 に基づき成立した協議 (同法第十六条第四項又は第十九条第四項の 定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定 (以下単に「阪神高速道路」という。 項の規定により指示された基本計画に従つて、当該基本計画に含 阪神高速道路公団は、 阪神高速道路公団法 (昭和三十七年法律第四十三号)第三十条第 道路法第十二条、 を新設し、 第十五条、) にかかわらず 又は改築して、 第十六条第

認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同を記載した工事実施計画書について、あらかじめ、国土交通大臣のに基き首都高速道路又は阪神高速道路を新設し、又は改築しようと第七条の三 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、前条の規定(有料の首都高速道路又は阪神高速道路の工事実施計画書の認可)

様とする。

路線名及び工事の区間

工事方法

工事予算

工事の着手及び完成の予定年月日

2 じめ、 路が指定区間外の 書を作成しようとする場合において、 道路管理者と協議し、 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、 当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。 般国道であるときは、 都府県道又は市町村道であるときは、 当該工事実施計 あらかじめ、 前項の工事実施計画 画書に係る道 当該道路の あらか

認可) (首都高速道路又は阪神高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の

第七条の四 るときも、 路について料金を徴収しようとするときは、国土交通省令で定める 土交通大臣の認可を受けなければならない。 ところにより、料金及び料金の徴収期間について、あらかじめ、 の規定に基づき新設し、又は改築した首都高速道路又は阪神高速道 同様とする。 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、 これを変更しようとす 第七条の一 国

2| 前項の認可を受けようとする場合に準用する。 前条第二項の規定は、 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団が

路又は阪神高速道路の維持、 (首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う有料の首都高速道 修繕等)

維持、 七条の五 路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらず、 四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。 項の規定に基き成立した協議 (同法第十六条第四項又は第十九条第 第二項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第 の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、 十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若しくは については、 の規定に基き新設し、又は改築した首都高速道路又は阪神高速道路 二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項 修繕及び災害復旧を行うものとする。 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、 道路法第十三条第一項若しくは第三項、 第十五条、 当該道路の 第七条の一 第十条第 又は道 第

の代行) (首都高速道路公団又は阪神高速道路公団による道路管理者の権限)

高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合に準用する。し、若しくは改築し、又は前条の規定により首都高速道路又は阪神団が第七条の二の規定に基き首都高速道路又は阪神高速道路を新設第七条の六(第七条の規定は、首都高速道路公団又は阪神高速道路公

改築)(本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の新設又は

料金を徴収することができる。

| 科金を徴収することができる。 | 本州四国連絡橋公団は、道路法第十二条、第十七条第一項の規定に基づき成立した協議(同条第四項の規定により成為第一項の規定に基づき成立した協議(同条第四項の規定により成る場所の規定に基づき成立した協議(同条第四項の規定により成為第一項の規定に基づき成立した協議(同条第四項の規定により成為第一項の規定に基づき成立した協議(同条第四項の規定により成為第一項の規定に基づき成立した協議(同条第四項の規定とは第十九年第一年)

(本州四国連絡道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

は、所国国連格馬公団は、前負の忍可を受けようとするときは、あい。これを変更しようとするときも、同様とする。について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間は、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間第七条の八 本州四国連絡着公団は、前条の規定に基づき新設し、又

繕等) (本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の維持、修

十八条第二項の規定、同法第十九条第一項の規定に基づき成立した一項若しくは第三項、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八し、又は改築した本州四国連絡道路については、道路法第十三条第第七条の九 本州四国連絡橋公団は、第七条の七の規定に基づき新設

、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なうものとする。十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第む。)又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわら協議(同条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含

|繕等の特例)|| (本州四国連絡橋公団の行なう有料の本州四国連絡道路の維持、修

害復旧を行なつて、料金を徴収することができる。

「規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災極持又は修繕に関する工事を行なうことが著しく困難又は不適当で維持又は修繕に関する工事を行なうことが著しく困難又は不適当で特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の特にの規定に基づき新設第七条の十一本州四国連絡橋公団は、第七条の七の規定に基づき新設

- 3 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合におい土交通大臣に提出しなければならない。 十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六2 本州四国連絡橋公団は、前項の許可を受けようとするときは、第
- 4 本州四国連絡橋公団は、第一項の許可を受けた後、第五条第二項められるときに限り、第一項の許可をすることができる。 る要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認て、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する 国土交通プ目に 前項の共気による申請書を受班した場合におり
- した場合に準用する。5 第三条第六項の規定は、国土交通大臣が第一項又は前項の許可を一を受けなければならない。

各号に掲げる事項を変更しようとするときは、

国土交通大臣の許可

(本州四国連絡橋公団による道路管理者の権限の代行)

以下同じ。)を受けて本州四国連絡道路の維持、修繕及び災害復旧旧を行なう場合又は前条第一項の許可(同条第四項の許可を含む。第七条の九の規定により本州四国連絡道路の維持、修繕及び災害復規定に基づき本州四国連絡道路を新設し、若しくは改築する場合、第七条の十一 第七条の規定は、本州四国連絡橋公団が第七条の七の

を行なう場合に準用する。

第三章 地方道路公社及び有料道路管理者による道路の整備等

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

ず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築しのとみなされる協議を含む。)による管理の方法の定めにかかわら 二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議 第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若 り著しく利益を受けるものに限る。) について、 路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用によ 項に規定する道路網を構成している道路を除き、 道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。 しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第 (同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したも 料金を徴収することができる。 都道府県道又は市町村道 (これらの道路のうち、 地方道路公社は、 一般国道(その新設又は改築が当該一般国 道路法第十二条、 高速道路以外の道 第十二条第

- 2 した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 の他国土交通省令で定める書面を添付して、 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、 次に掲げる事項を記載 設計図そ
- 路線名及び工事の区間
- 工事方法及び工事予算
- 工事の着手及び完成の予定年月日
- 収支予算の明細

料金

料金の徴収期間

- も適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれに 3|
- 申請に係る道路が 第 一項に規定する要件に適合するものであ
- 料金の額及びその徴収期間が 第二十三条に定める基準に適合
- 4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、 するものであること。 第二項第一号、

(地方道路公社の行なう有料の一般国道等の新設又は改築)

第七条の十二 改築して、料金を徴収することができる。 第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。) にか 項の規定に基づき成立した協議 (同法第十六条第四項又は第十九条 第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第 かわらず、 二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一 ときに限り、 道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものである 第七条の十四第一項に規定する道路網を構成している道路を除く 一般国道である場合においては、 が第三条第一項各号に規定する条件に該当し、 国土交通大臣の許可を受けて、 地方道路公社は、一般国道、 道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは 当該道路の新設又は改築が当該 都道府県道又は市町村道 当該道路を新設し、 かつ、 当該道路

2 提出しなければならない。 の他国土交通省令で定める書面を添附して、 げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を国土交通大臣に 地方道路公社は、 前項の許可を受けようとするときは、設計図そ 第三条第二項各号に掲

て に限り、 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合にお かつ、 申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当1土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合におい 第一項の許可をすることができる。 申請書に記載された事項が適正であると認められるとき

地方道路公社は、 第一項の許可を受けた後、 第三条第二項第一号

第二

4

土交通大臣の許可を受けなければならない 第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、 玉

5 出なければならない。 四号に掲げる事項を変更しようとするときは、 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、 国土交通大臣に届け 第二項第三号又は第

5

6 ならない。 理者 (国土交通大臣である道路管理者を除く。) に通知しなければ 前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は

7 略

(地方道路公社の行う料金の徴収の特例)

第十一条 けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる 次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受 以下同じ。) を受けて料金を徴収している二以上の道路につ 地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第四項の許可を

- すると認められること。 当該二以上の道路が、 又は相互に代替関係にあることにより、 通行者又は利用者が相当程度共通であり 交通上密接な関連を有
- が適当であると認められる特別の事情があること。 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うこと
- 2 国土交通大臣に提出しなければならない。 省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通

2

料金 収支予算の明細

料金の徴収期間

- 3 も適合すると認める場合に限り、 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれに 第一項の許可をすることができる
- ること。 申請に係る道路が、 第 | 項に規定する要件に適合するものであ
- するものであること。 料金の額及びその徴収期間が、 第二十三条に定める基準に適合

から第三号まで、 るときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとす

- うとするときは、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。 若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しよ 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第四号
- 6 理者に通知しなければならない。 前項の規定による届出があつたときは、 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は その旨を当該道路の道路管

7 略

(地方道路公社の行なう料金の徴収の特例)

第七条の十三 徴収することができる。 土交通大臣の許可を受けて、 につき、第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する場合には、 可を含む。以下同じ。)を受けて料金を徴収している二以上の道路 地方道路公社は、 これらの道路を一の道路として料金を 前条第一項の許可(同条第四項の許 国

ければならない 及び元利償還年次計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しな 省令で定める書面を添附して、 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通 第三条の二第二項各号に掲げる事項

- 41 を受けなければならない。 三号に掲げる事項を変更しようとするときは、 地方道路公社は、 第一項の許可を受けた後、 第二項第二号又は第
- 5 | ならない。 る事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければ 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、 第二項第 一号に掲げ
- 6 理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。 前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管」、国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は ならない。)に通知しなければ 5

(地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築)

第十二条 路(以下「指定都市高速道路」という。)を新設し、又は改築して らず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道 ものとみなされる協議を含む。) による管理の方法の定めにかかわ 五条、 議(同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立した 第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協 若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条 料金を徴収することができる。)道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十 第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一

の他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載 した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、 設計図そ

3

略

4 なければならない。 高速道路について、 第二項の工事実施計画には、一の道路網に係るすべての指定都市 同項の整備計画に従い、 次に掲げる事項を定め

工事方法及び工事予算

 \equiv

略

国土交通大臣の許可 _ 3| 二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、 大臣の許可を受けなければならない。 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、

4 |

きは、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。 号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとすると 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第

第三条の日

第二項第 国土交通

理者に通知しなければならない。 前項の規定による届出があつたときは、 国土交通大臣は、第一項若しくは第三項の許可をしたとき、又は その旨を当該道路の道路管

(地方道路公社の行なう指定都市高速道路の新設又は改築)

第七条の十四 き る。 路」という。)を新設し、又は改築して、 を受けて、当該道路網を構成している道路(以下「指定都市高速道 のとみなされる協議を含む。) にかかわらず、国土交通大臣の許可 二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議 しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第 道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五 (同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したも 第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項若 地方道路公社は、 次の各号に該当する道路のみで一の 料金を徴収することがで

2 の他国土交通省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載 した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 · 二 略 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、

3

4 なければならない。 高速道路について、 第二項の工事実施計画には、一の道路網に係るすべての指定都市 同項の整備計画に従い、 次に掲げる事項を定め

工事方法

工事予算

- 5 とができる。 件に適合するものであると認める場合に限り、 国土交通大臣は、 第二項の申請に係る道路が第一項に規定する要 同項の許可をするこ
- 6 きは、 は第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとすると 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、 国土交通大臣の許可を受けなければならない。 第二項の整備計画又
- 7 ならない。 る事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければ 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、 第四項第三号に掲げ
- 8 ならない。 理者 (国土交通大臣である道路管理者を除く。) に通知しなければ 前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管 国土交通大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は 8

(指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第十三条 ŧ 大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき 路について料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通 含む。以下同じ。)を受けて新設し、又は改築した指定都市高速道 同様とする。 地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第六項の許可を

- 2 国土交通大臣に提出しなければならない。 省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を 地方道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、 国土交通
- 料金 収支予算の明細
- 料金の徴収期間
- 3 第二十三条に定める基準に適合するものであると認める場合に限り 国土交通大臣は、前項の申請に係る料金の額及びその徴収期間が 一項の認可をすることができる。

(地方道路公社の行う道路の維持、修繕等)

第十四条 の許可を受けて新設し、又は改築した道路については、道路法第十 地方道路公社は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項

- _ 5| 請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、いて、申請に係る道路が第一項に規定する要件に該当し、から 項の許可をすることができる。 国土交通大臣は、 第二項の規定による申請書を受理した場合にお かつ、 申
- は第四項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとすると きは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項の整備計画又
- る事項のみを変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出るこ とをもつて足りる。 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第四号に掲げ

7

6

理者に通知しなければならない。 前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管 国土交通大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は

(指定都市高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の認可)

第七条の十五 めるところにより、料金及び料金の徴収期間につ速道路について料金を徴収しようとするときは、 とするときも、 可を含む。以下同じ。)を受けて新設し、又は改築した指定都市高 国土交通大臣の認可を受けなければならない。 地方道路公社は、前条第一項の許可(同条第六項の許 同様とする。 料金及び料金の徴収期間について、 国土交通省令で定 これを変更しよう あらかじめ

(地方道路公社の行なう有料の道路の維持、修繕等

第七条の十六 条の十四第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路について 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可又は第七

の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとの満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものといかかわらず、第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日理の方法の定め又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。) による管規定に基づき成立した協議 (同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定、同法第十六条第二項ただし書若しくは第八十八条第二三条第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第三系第一項若しくは第三項、第十五条、第十六条第一項若しくは第

を徴収することができる。

(地方道路公社の行う一般国道等の維持、修繕等の特例)

(地方道路公社の行う一般国道等の維持、修繕等の特例)

なければならない。 までに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出し条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、第二十五 2

一路線名並びに維持及び修繕を行う区間

一 維持及び修繕に関する工事の方法

二 収支予算の明細

四料金

五 料金の徴収期間

。| も適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる| も適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる| 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれに

する要件に適合するものであること。 申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が、第一項に規定

、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行なうものとする。十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までず、第十条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十九条第一項の規定に基づき成立したものとみなされる協議を含ま、)又は道路の修繕に関する法律第二条第一項の規定にかかわらは第十八条第二項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項又「項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第二項若しくは第二項若しくは第二項若しくは第二項若しくは第二項若しくは第三項、第十五条、第十六条第

「行なつて、料金を徴収することができる。 (地方道路公社の行なう有料の一般国道等の維持、修繕等の特例) (地方道路公社の行なう有料の一般国道等の維持、修繕等の特例)

大臣に提出しなければならない。でに、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を国土交通第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前ま「地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条

められるときに限り、第一項の許可をすることができる。る要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認て、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定す3 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合におい

- 土交通大臣の許可を受けなければならない。 号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、国4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二

(道路管理者の同意等)

路管理者を除く。)の同意を得なければならない。
当該許可又は認可に係る道路の道路管理者(国土交通大臣である道許可を含む。以下同じ。)を受けようとするときは、あらかじめ、許可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)、第十二条第一項の第十六条 地方道路公社は、第十条第一項の許可、第十一条第一項の

を経なければならない。 。)は、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決項第三号の料金の徴収期間について同意をしようとするときを除く第二号の工事実施計画又は第十三条第二項第二号の料金若しくは同2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき(第十二条第二項)2

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

による。 「はいっとは、第十条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち、 「一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条十七条

道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により管 | - 原

- | なければならない。| 掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受け|4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第五条第二項各号に

(道路管理者の同意等)

。 交通大臣である道路管理者を除く。)の同意を得なければならない は、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者(国土 可(同条第四項の許可を含む。以下同じ。)を受けようとするとき 七条の十四第一項の許可、第七条の十五の認可又は前条第一項の許 の十三第一項の許可(同条第三項の許可を含む。以下同じ。)、第 第七条の十八 地方道路公社は、第七条の十二第一項の許可、第七条

路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。間について同意をしようとするときを除く。)は、あらかじめ、道二項の工事実施計画又は第七条の十五の料金若しくは料金の徴収期」道路管理者は、前項の同意をしようとするとき(第七条の十四第

(地方道路公社による道路管理者の権限代行)

項第七号の二又は第七号の三に掲げるもの」とあるのは、「である 「であるとき、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同 を言いて、第七条第二項中「又は一般国道に係る同項第七号の二 を言いて、第七条第二項中「又は一般国道に係る同項第七号の二 を言いて、第七条第二項中「又は一般国道に係る同項第七号の二 を言いて、第七条第二項中「又は一般国道に係る同項第七号の二 を言いであるときは当該道路の維持、修 を受けて道路を新設し、 第七条の十九 第七条の規定は、地方道路公社が第七条の十二第一項

理の方法について協議すること。

- 及び道路の維持をさせること。三(道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、

- より当該承認に必要な条件を付すること。の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定に六、道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路、
- ること。
 「道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させ」
- | 合を含む。) の規定により協議すること。| 九|| 道路法第三十五条 (同法第九十一条第二項において準用する場
- 施行すること。
 する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を自ら一する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を自ら十一道路法第三十八条第一項(同法第九十一条第二項において準用
- する場合を含む。)の規定により必要な指示をすること。 十一 道路法第四十条第二項 (同法第九十一条第二項において準用
- し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四 道路法第四十四条の二第一項(同法第九十一条第二項におい命ずること。)の規定により必要な措置を講ずべきことを用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを一用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを

十四条の二第二項 (同法第九十一条第二項において準用する場合

の二又は第七号の三に掲げるもの」と読み替えるものとする。ときは当該道路の道路管理者の意見をきき、その権限が同項第七号

「第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。 「第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。 か置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法の二第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含むの二第三項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含むを含む。)の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条

| 十五 | 道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の|)の規定により違法放置物件を廃棄すること。

十六 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。十五 道路法第四十五条第一項、第四十七条の匹及ひ第四十八条の

規定により許可証を交付すること。
「可をし、同条第二項後段の規定により協議し、及び同条第五項の十七」道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十九(道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、締結し、要な措置をすることを命ずること。 一世の規定により必要の出りの対象の十二の規定により必要な対象の十二の規定により必要な対象の十二の規定により必

《び道路一体建物を管理すること。

命ずること。 「本用する場合を含む。)の規定により必要な措置をすることを 「おい、及び同法第四十八条第四項(同法第九十一条第二項におい 用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを 用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを

十二 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、「の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこ」連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設「国路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条十一 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条

車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ十三(道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、すること。

定により車両を移動すること。告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規

ものを除く。
と。ただし、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るは通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知するこ二十六 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又二十五 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

法について協議すること。二十七(高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方)

満了の日までに限り行うことができるものとする。の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間のつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始3 第一項の規定により地方道路公社が当該道路の道路管理者に代わ

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

る費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路。 次項及び第四項において同じ。) は、道路の新設又は改築に要す第十八条 道路管理者 (都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る

(道路管理者の行う有料の道路の新設又は改築)

| 二項、第十五条、第十六条第三項及び第二十三条において同じ。)|| 以下この条、次条、第八条の三第一項、第九条第二項、第十四条第|| 第八条|| 道路管理者(都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。

することができる。 臣の許可を受けて、当該道路を新設し、 利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、 以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は 又は改築して、 料金を徴収

- 2 **ത** 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、)た申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。)他国土交通省令で定める書面を添付して、 道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、 次に掲げる事項を記載 あらかじめ 設計図そ
- 路線名及び工事の区間
- 工事方法及び工事予算
- 工事の着手及び完成の予定年月日

料金 収支予算の明細

치 되 떼 드 料金の徴収期間

- も適合すると認める場合に限り、 国土交通大臣は、 前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれに 第 一項の許可をすることができる
- 合するものであること。 申請に係る道路の新設又は改築が 第 一項に規定する要件に適
- するものであること。 料金の額及びその徴収期間が、 第二十三条に定める基準に適合
- 4 受け、同項第二号に掲げる事項を変更しようとするとき (同項第一 号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ有料道路管理う。)は、同項の許可を受けた後、第二項第一号、第五号又は第六 を除く。)は国土交通大臣に協議しなければならない。 者である地方公共団体の議会の議決を経た上国土交通大臣の許可を 第五号又は第六号に掲げる事項を併せて変更しようとするとき 項の許可を受けた道路管理者(以下「有料道路管理者」とい 4
- 5 第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、 け出なければならない。 有料道路管理者は、第一項の許可を受けた後、 国土交通大臣に届 第二項第三号又は
- 6 轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定によ 及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管 者に対し第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名 国土交通大臣は、市町村(指定市を除く。)である有料道路管理

6

- Ιţ 新設し、又は改築して、 るものであり、 に該当する場合に限り、 道路の新設又は改築に要する費用の全部又は かつ、当該道路が第三条第一項各号に規定する条件 料金を徴収することができる。 国土交通大臣の許可を受けて、 一部が償還を要す 当該道路を
- 2| 提出しなければならない げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を国土交通大臣に の他国土交通省令で定める書面を添付して、 道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ 道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、 第三条第二項各号に掲 設計図そ
- 3 に限り、 ζ 国土交通大臣は、 かつ、 申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当 第一項の許可をすることができる。 申請書に記載された事項が適正であると認められるとき 前項の規定による申請書を受理した場合におい
- ばならない。 て変更しようとするときを除く。)は国土交通大臣に協議しなけれ うとするとき (同項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を併せ 第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは国土交通 大臣の許可を受け、同項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しよ 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第
- 5 とするときは、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。 しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しよう 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第四号若
- る都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道 対し第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び 工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄す 国土交通大臣は、市町村(指定市を除く。)である道路管理者に

の変更の協議を受けたときも、同様とする。り道路の路線名及び工事の区間の変更を許可したとき又は工事方法

(有料道路管理者の行う料金の徴収の特例)

る。
 受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができつき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可をを含む。以下同じ。)を受けて料金を徴収している二以上の道路に第十九条 有料道路管理者は、前条第一項の許可(同条第四項の許可

- すると認められること。
 、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有、当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり
- 申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載したじめ、有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、2 有料道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらか

2

| 収支予算の明細

- 三 料金の徴収期間
- 。| も適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる| も適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる| 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれに
- 4 有料道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第二項第二号又はするものであること。 | 対金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合
- 臣の許可を受けなければならない。 道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、国土交通大第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、有料4 有料道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第二項第二号又は

更の協議を受けたときも、同様とする。路の路線名及び工事の区間の変更を許可したとき又は工事方法の変

(道路管理者の行なう料金の徴収の特例)

ければならない。

「ひび元利償還年次計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しな及び元利償還年次計画を記載した申請書を国土交通大臣に掲げる事項省令で定める書面を添附して、第三条の二第二項各号に掲げる事項、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、国土交通道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ

- 臣の許可を受けなければならない。号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大3 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第二
- は、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするとき4 道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条の二第二項第一

(資金の貸付け)

貸し付けることができる。 貸し付けることができる。 の新設又は改築に要する費用に充てる資金の一部を、無利子で、 で、 の新設又は改築に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、第十八条第一項の許可を する費用に充てる資金の一部及び当該許可に係る道路の災害復旧に要 はた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の災害復旧に要す 第二十条 国は、第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可を受

2 略

第四章 雑則

(工事の廃止)

臣の許可を受けなければならない。
新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大若しくは第十二条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の第二十一条 会社等は、第三条第一項の許可又は第十条第一項の許可

する協定を添付しなければならない。
場合において、会社にあつては、当該廃止に係る高速道路を対象とを記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この2、会社等は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項2

- 廃止しようとする路線名及び工事の区間
- 二廃止の予定年月日
- 三 廃止の理由

の許可をすることができる。 号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項3 国土交通大臣は、会社からの前項前段の申請にあつては、次の各

(資金の貸付け)

第八条の三 国は、第七条の十二第一項の許可又は第七条の十四第一第八条の三 国は、第七条の十二第一項の許可と受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新記又は改築に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、第八条第一項の許可を受けた地方道路公社に対し当該許可に係る道路の新記又第八条の三 国は、第七条の十二第一項の許可又は第七条の十四第一

2 略

(工事の廃止)

- 廃止しようとする路線名及び工事の区間
- 二 廃止の予定年月日
- 二廃止の理由

申請書に記載された事項が、 協定の内容に適合すること。

いること。 申請に係る高速道路の新設又は改築に関する工事の廃止につい 機構が機構法第十四条第 項の業務実施計画の認可を受けて

5 l

4 に協議し、その同意を得なければならない に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、有料道路管理者は、第十八条第一項の許可を受けた後、当該許可 第二項各号に掲げる事項を記載した書類を提出して国土交通大臣 有料道路管理者は、第十八条第一項の許可を受けた後、

(会社等の行う道路に関する工事の公告)

第二十二条 告しなければならない。 おうとするときは、あらかじめ、 条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事を行 若しくは改築に関する工事又は第十条第一項の許可若しくは第十二 工事の種類並びに工事開始の日を国土交通省令で定める方法で公 会社等は、第三条第一項の許可を受けた高速道路の新設 当該道路の路線名及び工事の区間

2 関する工事を廃止しようとするときを含む。)は、あらかじめ、 項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。 は工事を廃止しようとするとき(第四十九条第一項又は第五十条第 |一項の規定による協議に基づき、|会社が高速道路||の新設又は改築に 会社等は、前項に規定する工事の全部若しくは一部を完了し、又 前

2

(料金の額等の基準)

第二十三条 ならない。 料金の額は 次に掲げる基準に適合するものでなければ

となる高速道路 (当該高速道路について二以上の会社が協定を締 又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路 、以下「会社管理高速道路」という。)にあつては、 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、 若しくは改築し、 協定の対象

> 各号に掲げる事項を記載した書類を提出して国土交通大臣に協議し 道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、前項 その同意を得なければならない。 道路管理者は、第八条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る

2 |

3|

(公団等の行なう有料の道路に関する工事の公告)

第十条が団等は、第二条の二の規定に基く高速自動車国道の新設若 あらかじめ、 新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときを含む。 七条の三第一項の規定による協議に基づき、日本道路公団が道路の は工事を廃止しようとするとき (第二十七条の二第一項又は第二十 類並びに工事開始の日を官報(地方道路公社にあつては、 可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事を行なおうとする事又は第七条の十二第一項の許可若しくは第七条の十四第一項の許 省令で定める方法。 ときは、 若しくは阪神高速道路の新設若しくは改築に関する工事、 若しくは改築に関する工事、第七条の二の規定に基く首都高速道路 七の規定に基づく本州四国連絡道路の新設若しくは改築に関する工 しくは改築に関する工事、 公団等は、前項に規定する工事の全部若しくは一部を完了し、又 あらかじめ、 前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない 以下同じ。)で公告しなければならない。 当該道路の路線名及び工事の区間、 第三条第一項の許可を受けた道路の新設 国土交通 第七条の 工事の種

(料金の額の基準)

第十一条 高速自動車国道、 神高速道路又は指定都市高速道路の新設、 のでなければならない。 る費用で政令で定めるものを償うものであり、 市高速道路に係る料金の額は、 政令で定める。 この場合における料金の徴収期間の基準は 首都高速道路、 高速自動車国道、 改築その他の管理に要す 阪神高速道路又は指定都 かつ、 首都高速道路、 公正妥当なも 阪

を、料金の徴収期間内に償うものであること。 道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるもの道路資産をいう。以下同じ。)の貸付料及び会社が行う当該高速、当該高速道路に係る道路資産(機構法第二条第二項に規定する結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分)ごとに

徴収期間内に償うものであること。
、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の二(第十五条第一項の許可に係る道路にあつては、当該道路の維持)

をり数又別引りに覚うらりであること。 維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料三 前二号の道路以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、

当なものであること。
る高速道路に限る。)又は指定都市高速道路にあつては、公正妥網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属す四。会社管理高速道路(機構法第十三条第二項に規定する全国路線金の徴収期間内に償うものであること。

3 会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社2 前項に規定するもののほか、料金の額の基準は、政令で定める。 用により通常受ける利益の限度を超えないものであること。 五 前号の高速道路以外の道路にあつては、当該道路の通行又は利

から起算して四十五年を超えてはならない。
「ばならない。この場合において、当該満了の日は、会社の成立の日管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなけれる社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社

| める。| |4|||前項に規定するもののほか、料金の徴収期間の基準は、政令で定

(料金徴収の対象等)

他政令で定める車両については、この限りでない。十五年法律第百五号)第三十九条第一項に規定する緊急自動車そのし、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法(昭和三自動車」という。)から、その他の道路にあつては当該道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車(以下「第二十四条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては第二十四条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては

- 2 | 許可、 限度をこえないものでなければならない。 該許可又は認可に係る道路の通行又は利用により通常受ける利益の 条の十三第一 の許可若しくは第八条の二第一項の許可 (同条第三項の許可を含む 以下同じ。) 又は第七条の八第一項の認可に係る料金の額は、当 第三条第一 第七条の十第一項の許可、 項の許可、 項の許可、 第七条の十七第一項の許可、 第三条の二第一項の許可、 第七条の十二第一項の許可、 第五条第 第八条第一項 第 七 項 の
- で定める。
 前二項に規定するもののほか、前二項の料金の額の基準は、政令

3|

(料金徴収の対象)

第十二条 項の許可、 若しくは首都高速道路若しくは阪神高速道路又は指定都市高速道路 若しくは改築した指定都市高速道路にあつては当該高速自動車国道 くは阪神高速道路又は第七条の十四第一項の許可を受けて新設し、 項の許可、 を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車から、 若しくは改築した高速自動車国道若しくは首都高速道路若し 料金は、 項の許可、 第七条の十七第一項の許可、 第三条の二第一 第二条の二若しくは第七条の二の規定に基づき新 第七条の十二第一項の許可、第七条の十三第 項の許可、 第五条第一項の許可、 第八条第一項の許可若しく 第三条第 第七条

収することができる。その他政令で定める施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴かかわらず、トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーター()前項本文に規定するその他の道路にあつては、同項本文の規定に

2

- 法に従つて、道路を通行しなければならない。

 一大大学の規定により料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方との通行方法を定めることができる。この場合において、第一項本文とが通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、国土交通省や政策を対象をでは、この法律の規定により料金を徴収

(料金の額及び徴収期間の公告又は公示)

、その額及び徴収期間を有料道路管理者である都道府県又は市町村2 有料道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ

定める車両については、この限りでない。
建第百五号)第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で規定する車両から徴収する。ただし、道路交通法(昭和三十五年法又は本州四国連絡道路を通行し、又は利用する同法第二条第五項に又新設し、若しくは改築した本州四国連絡道路にあつては当該道路は第八条の二第一項の許可に係る道路又は第七条の七の規定に基づ

。施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴収することができるル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める道路以外の道路にあつては、前項本文の規定にかかわらず、トンネ高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速

第十三条 削除

(料金の額及び徴収期間の公告又は公示)

るときも、同様とする。
しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとすでは第七条の十七第一項の許可を受けて料金を徴収しようとするでの額及び徴収期間(第五条第一項の許可、第七条の十第一項の許第十四条 公団等は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、

の額及び徴収期間を道路管理者である都道府県又は市町村の長の定2(道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、そ

収期間を変更しようとするときも、 の長の定める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴 同様とする。

(割増金

第二十六条 とができる。 ほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収するこ 会社等は、 料金を不法に免れた者から、その免れた額の

(道路の工事の検査)

第二十七条 路管理者の行う工事にあつては、 を除く。)に係るもの又は市町村(指定市を除く。)である有料道の行う工事のうち指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路 国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(地方道路公社 可を受けた道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、 ればならない。)に係るもの又は市町村(指定市を除く。)である有料道 会社等又は有料道路管理者は、 都道府県知事)の検査を受けなけ この法律の規定による許

める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を 変更しようとするときも、 同様とする。

(割増金)

第十四条の二 又は第七条の十七第一項の規定に基づく料金を不法に免れた者から として徴収することができる。 項 その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金 第七条の十二第一項、 第五条第一項、 公団等は、 第七条の二、 第二条の二、第三条第一項、 第七条の十三第一項、 第七条の七、 第七条の十四第 第七条の十第一 第三条の二第 項 項

(有料の道路の工事の検査)

第十五条 路公社の行なう工事のうち一般国道、都道府県道若しくは指定市の 都道府県若しくは指定市である道路管理者の行なう工事又は地方道 場合には、 設若しくは改築に関する工事、第七条の十四第一項の許可を受けた は改築に関する工事、第七条の十二第一項の許可を受けた道路の新 る工事、第七条の七の規定に基づく本州四国連絡道路の新設若しく 受けた道路の新設若しくは改築に関する工事、 動車国道の新設若しくは改築に関する工事、 もの又は市町村 (指定市を除く。)である道路管理者の行なう工事 指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く。)に係る るものについては国土交通大臣、 市道(指定都市高速道路を除く。 都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団若しくは 項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事が完了した 指定都市高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は第八条第 基く首都高速道路若しくは阪神高速道路の新設若しくは改築に関す については都道府県知事の検査を受けなければならない。 公団等又は道路管理者は、 国土交通省令で定めるところにより、日本道路公団、 地方道路公社の行なう工事のうち)若しくは指定都市高速道路に係 第二条の二の規定に基く高速自 第三条第一項の許可を 第七条の二の規定に

- 2| おいても、国土交通省令で定めるところにより、 事の区分に従い、 国土交通大臣又は都道府県知事は、 当該工事の検査を行なうことができる。 前項に規定する工事の途中に 前項に規定する工
- 3 果当該道路の構造が第二条の三の認可、 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による検査の結 第七条の三第一項の認可若
- 2 | IJ 前項に規定する工事の検査は、 同項に規定する工事の途中においても、 国土交通省令で定めるところによ 行うことができる。
- 3 果当該道路の構造が第三条第一項の許可、 国土交通大臣又は都道府県知事は、 前 第十条第一項の許可又は |項の規定による検査の結

置をとるべきことを命ずることができる。事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措は、それぞれ会社等に対し、当該道路の構造が当該許可を受けた工第十二条第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるとき

- (都道府県知事にあつては、勧告)をすることができる。 となるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求 方法に適合しないと認めるときは、当該道路の有料道路管理者に対 る検査の結果当該道路の構造が第十八条第一項の許可を受けた工事 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によ 4
- 交通大臣に報告しなければならない。 れらに従つて地方道路公社又は有料道路管理者がとつた措置を国土るべきことを命じ、又はその旨の勧告をしたときはその内容及びこきはその結果を、第三項又は第四項の規定に基づき必要な措置をと6 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定に基づき検査をしたと

(高速自動車国道等の供用の開始)

の供用を開始しなければならない。ときは、遅滞なく、当該高速自動車国道又は指定区間内の一般国道国道について前条第一項の規定による検査をし、これを合格とした第二十八条(国土交通大臣は、高速自動車国道又は指定区間内の一般)

(指定区間外の一般国道等の供用の開始)

たときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならな動車国道又は指定区間内の一般国道に係るものを除く。)に合格し第二十九条 会社等は、第二十七条第一項の規定による検査(高速自

2 §略

| 項の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を3 第十八条第一項の許可を受けた有料道路管理者は、第二十七条第

とるべきことを命ずることができる。
法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置を公団等に対し、当該道路の構造が当該認可又は許可を受けた工事方項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、それぞれ「項の許可、第七条の十二第一項の許可若しくは第七条の十四第一しくは本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項の認可又は第三条第

- 府県知事にあつては、勧告)をすることができる。ように工事方法の変更その他必要な措置をとるべき旨の要求(都道当該道路の構造が当該許可を受けた工事方法に適合することとなる法に適合しないと認めるときは、当該道路の道路管理者に対して、る検査の結果当該道路の構造が第八条第一項の許可を受けた工事方国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定によ
- 。 ときは、工事方法の変更その他必要な措置をとらなければならない 道路管理者は、国土交通大臣から前項の規定による要求を受けた
- 大臣に報告しなければならない。れらに従つて地方道路公社又は道路管理者がとつた措置を国土交通るべきことを命じ、又はその旨の勧告をしたときはその内容及びこきはその結果を、第三項又は第四項の規定に基づき必要な措置をとるが、都道府県知事は、第一項又は第二項の規定に基づき検査をしたと

(有料の高速自動車国道の供用の開始)

高速自動車国道の供用を開始しなければならない。の規定による検査をし、これを合格としたときは、遅滞なく、当該第十五条の二(国土交通大臣は、高速自動車国道について前条第一項

(有料の一般国道等の供用の開始)

きは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。 国道又は指定区間内の一般国道に係るものを除く。)に合格したと第十六条 公団等は、第十五条第一項の規定による検査(高速自動車

2 略

3

定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始して第八条第一項の許可を受けた道路管理者は、第十五条第一項の規

開始してはならない。

(会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等

第三十条 限を行おうとするときは、 なければならない 道路管理者は、 会社管理高速道路について、 あらかじめ、 機構及び会社の意見を聴か 次に掲げる権

五| — 略 四 略

ること。 道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定をす

시 닙 |第三十七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合||おいてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により同法||、道路法第七十一条第一項又は第二項(同法第九十一条第二項に 第一号に掲げる施設について協議し、又は連結を許可すること。 ずること。 を含む。)の規定に係る禁止等について処分をし、又は措置を命 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四

2 限を行つたときは、遅滞なく、その旨を機構及び会社に通知しなけ、 道路管理者は、会社管理高速道路について、前項各号に掲げる権 ればならない。

(公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及第三十一条(道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受 修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新 び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、 称する。 及び災害復旧を行う指定都市高速道路(以下「公社管理道路」と総 かじめ、 若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、 当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。)について、次に掲げる権限を行おうとするときは、 修繕 あら

はならない。

4 前条の規定は、 指定区間内の一般国道について準用する。

(国土交通大臣が権限を行う場合の意見の聴取等)

第十六条の二 繕及び災害復旧を行う高速自動車国道 (以下「日本道路公団の管理 ならない。 うとするときは、 する高速自動車国道」という。 基づき新設し、 国土交通大臣は、 若しくは改築し、 あらかじめ、 日本道路公団が第二条の二の規定に 日本道路公団の意見を聴かなければ 又は第四条の規定により維持、 について、 次に掲げる権限を行お 修

四の二 _ { 四 略略

五 おいてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により同法「道路法第七十一条第一項又は第二項(同法第九十一条第二項に 置を命ずること。 第三十七条第一項の規定に係る禁止等について処分をし、又は措

2 ζ 本道路公団に通知しなければならない。 こ、前項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を日国土交通大臣は、日本道路公団の管理する高速自動車国道につい 前項各号に掲げる権限を行つたときは、

(道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等)

第十七条 新設し、若しくは改築し、若しくは第七条の五の規定により維持、 都高速道路、阪神高速道路公団が第七条の二第二項の規定に基づき 害復旧を行い、若しくは第五条第一項の許可を受けて維持、修繕及 若しくは第七条の五の規定により維持、 公団が第七条の二第一項の規定に基づき新設し、 び災害復旧を行う道路 (高速自動車国道を除く。 て新設し、若しくは改築し、第四条の規定により維持、修繕及び災 道路管理者は、日本道路公団が第三条第一項の許可を受け 修繕及び災害復旧を行う首 若しくは改築し、 首都高速道路

三四 略 略

五 六 第三十七条第一項(同法第九十一条第二項において準用する場合おいてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により同法 第一号に掲げる施設について協議し、又は連結を許可すること。 ずること。 を含む。)の規定に係る禁止等について処分をし、又は措置を命 道路法第七十一条第一項又は第二項(同法第九十一条第二項に 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四

2 行つたときは、 ればならない。 道路管理者は、 遅滞なく、その旨を当該地方道路公社に通知しなけ 公社管理道路について、前項各号に掲げる権限を

(道路管理者等に対する処分等の請求)

第三十二条(会社又は機構は、会社管理高速道路の管理に関し必要が 道路管理者に対して、 管理者又は機構に対して、機構にあつては当該会社管理高速道路のあると認めるときは、会社にあつては当該会社管理高速道路の道路 必要な処分等をすることを求めることができ

2 することを求めることができる。 ときは、 地方道路公社は、 当該公社管理道路の道路管理者に対して、 公社管理道路の管理に関し必要があると認める 必要な処分等を

> 災害復旧を行う道路若しくは地方道路公社が第七条の十四第一項の は地方道路公社が第七条の十二第一項の許可を受けて新設し、若し の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う本州四国連絡道路又 条の七の規定に基づき新設し、 ければならない。 限を行おうとするときは、 公団等の管理する一般国道等」という。) について、次に掲げる権 定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路(以下「 許可を受けて新設し、 くは改築し、 により維持、 修繕及び災害復旧を行う阪神高速道路、 若しくは第七条の十七第一項の許可を受けて維持、 第七条の十六の規定により維持、修繕及び災害復旧を 修繕及び災害復旧を行い、 若しくは改築し、 あらかじめ、 『を行い、若しくは第七条の十第一項若しくは改築し、第七条の九の規定 当該公団等の意見を聴かな 若しくは第七条の十六の規 本州四国連絡橋公団が第七 修繕及び

_ の _ : = 略

ること。 道路法第四十八条の四第一項の規定により協議し、 又は許可す

五 第三十七条第一項又は第四十八条の四第一項の規定に係る禁止等 おいてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定により同法 について処分をし、又は措置を命ずること。 道路法第七十一条第一項又は第二項(同法第九十一条第二項に

2 知しなければならない。 に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該公団等に通 道路管理者は、公団等の管理する一般国道等について、 前項各号

(国土交通大臣又は道路管理者に対する処分等の請求)

第十七条の二 きは、 要な処分等をすることを求めることができる。 は公団等の管理する一般国道等の管理に関し必要があると認めると 国土交通大臣又は当該一般国道等の道路管理者に対して、 公団等は、日本道路公団の管理する高速自動車国道又

(占用料の徴収についての道路法の規定の適用)

は「政令」とする。

、公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるの公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるの「機構等」という。)」と、同条第二項中「道路管理者である地方のは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等(以下十九条の規定の適用については、同条第一項中「道路管理者」とあ第三十三条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第三

(連結料の徴収についての道路法等の規定の適用)

「政令」とする。 共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは 大団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「機構等」と、同条第二項中「道路管理者である地方公とあるのは「機構等」と、同条第二項中「道路管理者」 十八条の七の規定の適用については、同条第一項中「道路管理者」 第三十四条 会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第四 第

(違法放置物件の保管についての道路法の規定の適用)

は、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする合む。)を保管する場合における同条第八項の規定の適用についてに規定する違法放置物件(同条第四項の規定により売却した代金をに規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社が同条第一項条第一項第十四号の規定により道路法第四十四条の二第二項に規定第三十五条 第八条第一項第十九号、第九条第一項第九号又は第十七

(手数料の納付についての道路法の規定の適用)

とあるのは「機構等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)」の規定の適用については、同条第三項中「道路管理者(当該許可に別定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者第三十六条 第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十七号の

(連結料の徴収についての高速自動車国道法の規定の適用)

三項中「国」とあるのは、「日本道路公団」とする。車国道法第十一条の四の規定の適用については、同条第一項及び第第十八条 日本道路公団の管理する高速自動車国道に関する高速自動

(占用料の徴収についての道路法の規定の準用)

。 にあつては、政令)」とあるのは「政令」と読み替えるものとする 「頂中「道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道 「高速道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡 本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡 。この場合において、同条第一項中「道路管理者」とあるのは「日 。この場合において、同条第一項中「道路管理者」とあるのは「日 のは、日本道路公団の管理する 第十八条の二

(違法放置物件の保管についての道路法の規定の準用)

は、「公団等」と読み替えるものとする。用する。この場合において、同条第八項中「道路管理者」とあるの項の規定により売却した代金を含む。)を保管する場合について準第二項の規定により同条第一項に規定する違法放置物件(同条第四第十八条の三 道路法第四十四条の二第八項の規定は、公団等が同条

(手数料の納付についての道路法の規定の準用)

者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者であるるのは「公団等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)」とある権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国)」とある権限を行う場合について準用する第十八条の四 道路法第四十七条の二第三項及び第四項の規定は、公

あるのは「政令」とする。ある場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」と行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者で

(会社等又は機構の行う道路の管理等に関する費用)

| とする。 | 八十二号)に特別の規定がある場合を除くほか、当該会社等の負担以十二号)に特別の規定がある場合を除くほか、当該会社等の負担は、この法律及び機構法又は地方道路公社法(昭和四十五年法律第第三十七条 会社管理高速道路又は公社管理道路の管理に関する費用

区域の指定に伴う補償に要する費用は、会社の負担とする。法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による特別沿道2(会社管理高速道路に関する高速自動車国道法第十三条第一項(同

2

(共用管理施設等の管理に要する費用)

。 臣である場合を除き、国土交通大臣に裁定を申請することができる他の道路の道路管理者は、当該他の道路の道路管理者が国土交通大2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、会社等又は2

第九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。 この場合

3

のは「政令」と読み替えるものとする。場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とある

十九条 日本道路公団の管理する高速自動車国道又は:(公団等の行なう有料の道路の管理等に関する費用)

等の負担とする。

「等の負担とする。

「中法律第八十二号)に特別の規定がある場合を除くほか、当該公団法(昭和三十一年法律第六号)、首都高速道路公団法、阪神高速道法(昭和三十一年法律第六号)、首都高速道路公団法、阪神高速道法(昭和三十一年法律第六号)、首都高速道路公団法、阪神高速道法(昭和三十一年法律第六号)、首都高速道路公団法、阪神高速道学の管理に関する費用は、この法律及び日本道路公団第十九条。日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理

道路公団の負担とする。の規定による特別沿道区域の指定に伴う補償に要する費用は、日本法第十三条第一項(同法第十六条において準用する場合を含む。)日本道路公団の管理する高速自動車国道に関する高速自動車国道

(共用管理施設等の管理に要する費用)

第十九条の二 前条の規定により公団等の負担すべき道路の管理に関第十九条の二 前条の規定により公団等の負担すべき道路の管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単に「道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単する一般国道等である場合にあつては公団等及び道路公団等の管理は関連国が、単に、道路管理者」という。)は、協議してその分担すべき金で、単する一般国道等である場合にあつては公団等及び道路公管理を関する一般国道等である場合にあつては公団等及び道路公団等の負担すべき道路の管理に関係している。

国土交通大臣に裁定を申請することができる。 道路管理者は、当該道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公団等又は

|3 第六条の二第四項の規定は、前項の場合について準用する。この

」とあるのは「道路管理者」と読み替えるものとする。 共団体の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者 区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路管理者である地方公 において、 同条第三項中「 会社」とあるのは「会社等」と、「指定

4 の道路管理者との協議が成立したものとみなす。 合においては、第一項の規定の適用については、 第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場 会社等と他の道路

(用工作物の費用)

第三十九条 路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物(道路法第二十条 とができる。 の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めるこ きは、機構。以下この条において同じ。) 又は機構は、他の工作物 と効用を兼ねるものに関するものについては、それぞれ当該会社等 第一項に規定する他の工作物をいう。以下この条において同じ。 (会社管理高速道路に係る他の工作物の管理者が当該会社であると 第三十七条の規定により会社等又は機構の負担すべき道

- 2 くは機構又は当該他の工作物の管理者は、国土交通大臣及び当該他 の工作物に関する主務大臣に裁定を申請することができる。 前項の規定による協議が成立しない場合においては、 会社等若し
- 3 等又は機構及び当該他の工作物の管理者の意見を聴かなければなら定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣は、前項の規
- 4 協議が成立したものとみなす。 の適用については、会社等又は機構と当該他の工作物の管理者との 作物に関する主務大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定 第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣及び当該他の工

(道路 Ē .関する費用についての道路法の規定の適用)

第四十条 条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以 条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整 外の者」とあるのは「道路管理者及び当該会社以外の者」と、 会社管理高速道路に関する道路法第五十七条から第六十三 同

> 管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路管理者に 公団等」と、「指定区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路 場合において、 あつては道路管理者」とあるのは「道路管理者」と読み替えるもの とする。 第六条の二第四項中「日本道路公団」とあるのは「

4 ついては、 国土交通大臣が裁定をした場合においては、 第二項及び前項において準用する第六条の二第四項の規定により 公団等及び道路管理者の協議が成立したものとみなす。 第一項の規定の適用に

きる。 者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることがで るものに関するものについては、当該公団等は、 する他の工作物をいう。以下この条において同じ。) と効用を兼ね する費用で、当該道路が他の工作物 (道路法第二十条第一項に規定 二十条 第十九条の規定により公団等の負担すべき道路の管理に関(兼用工作物の費用) 他の工作物の管理

当該他の工作物の管理者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関 する主務大臣に裁定を申請することができる。 前項の規定による協議が成立しない場合においては、 公団等又は

2

- 3 及び当該他の工作物の管理者の意見を含かなければならない。 定による申請に基いて裁定をしようとする場合においては、 国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣は、 前項の 規
- 4 す。 大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については 公団等と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみな 前項の規定により国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務

道路に関する費用についての道路法の規定の準用)

第 条から第六十三条までの規定は日本道路公団の管理する高速自動車 路公団の管理する高速自動車国道及び公団等の管理する一般国道等 に係る同条第一項に規定する違法放置物件について、 十一条 道路法第四十四条の二第六項及び第七項の規定は日本道 同法第五十七

者の権限を代わつて行う会社」とする。 社は、 ۲ だし書中「を負担させる」とあるのは「について負担を求める」と 規定による道路管理者の権限を代わつて行う独立行政法人日本高速 備特別措置法第八条第 第一項第八号の規定により第三十八条第 の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第九条 とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項 ある地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、 道路管理者」とあるのは「 り第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」 とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定によ 닉 は 者」とあるのは「会社」と、同法第五十八条第一項及び第六十条た 道路保有・債務返済機構(以下「 同 同法第六十条本文中「 部について」と、 !法第五十九条第三項中「 同条ただし書中「当該他の工作物の管理者に」とあるのは「会 「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」 当該他の工作物の管理者に」と、同法第六十一条第一項中「 同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理 「負担させる」とあるのは「負担を求める」 項第十三号の規定により第二十四条本文の 機構」と、 第二十一条の規定によつて道路管理者」 全部又は一部を」とあるのは「全部又 機構」という。 同条第二項中「道路管理者で 一項の規定による道路管理)の承認を受けた 政令)」

2 ては、 理者の権限を代わつて行う地方道路公社」と、 項中「道路管理者」とあるのは「 のは「この法律及び道路整備特別措置法」と、 第十七条第一項第三号の規定により第二十一条の規定による道路管 者」とあるのは「地方道路公社」と、同法第六十条本文中「第二十 者」と、 措置法第十七条第一項第六号の規定により第二十四条本文の規定に 定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別 あるのは「道路管理者及び地方道路公社以外の者」と、「同条の規 定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」と よる道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた 条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法 道路管理者である地方公共団体の条例 公社管理道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規 政令)」とあるのは「政令」と、 同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理 地方道路公社」と、 同法第六十二条後段中「第 指定区間内の国道にあつ 同法第六十一条第 「この法律」 同条第二項中 とある

> 項中「 六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあ区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と、同法第 第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例 用する第七条第一項第三号の規定により第二十一条の規定による国 第七条の六若しくは第七条の十一若しくは第七条の十九において準 別措置法第六条の二第一項第六号若しくは第七条第一項第三号又は 条の二第一項第九号若しくは第七条第一項第六号又は第七条の六若 路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第六 道路管理者及び公団等以外の者」と、 わつて行う公団等」と読み替えるものとする。 七条の十九において準用する第七条第一項第八号の規定により第三 七条第一項第八号又は第七条の六若しくは第七条の十一若しくは第 るのは「 土交通大臣又は道路管理者の権限を代わつて行う公団等」と、 臣又は道路管理者の権限を代わつて行う公団等の承認を受けた者」 しくは第七条の十一若しくは第七条の十九において準用する第七条 第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特 八条第 おいて、 |道及び公団等の管理する一般国道等について準用する。 項第六号の規定により第二十四条本文の規定による国土交通大 同法第五十八条第一項、 道路管理者」とあるのは「公団等」と、同法第六十条本文中 道路整備特別措置法第六条の二第一項第十三号若しくは第 項の規定による国土交通大臣又は道路管理者の権限を代 同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「 第五十九条第三項又は第六十一条第 同条中「同条の規定により道 この場合 (指定 同法

定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」とする。別措置法第十七条第一項第十号の規定により第三十八条第一項の規三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

政令で定めることができる。 負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を、第六十条ただし書、第六十一条及び第六十二条後段の規定によるより読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項第四十一条 道路法第三十五条に規定する事業に対する前条の規定に

(収入の帰属)

会社等の収入とする。の規定に基づく割増金は、それぞれ当該料金又は割増金を徴収した条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく料金並びに第二十六条第四十二条(第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二

(国の行う事業等に対する負担金の徴収)

とができる。
定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めるこし書、第六十一条及び第六十二条後段の規定による負担金の額の決準用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただ第二十二条 道路法第三十五条に規定する事業に対する前条において

収入の帰属)

第二十三条 四十四条の二第七項、 の収入とし、 若しくは当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を課した公団等 く負担金は、 十条ただし書、 項の規定に基づく手数料並びに第二十一条において準用する同法第 く占用料、 十七第一項の規定に基づく料金、第十四条の二の規定に基づく割増 |第一項、 項 第十八条の二において準用する道路法第三十九条の規定に基づ 道路管理者の収入とする。 第七条の二、 第十八条の四において準用する同法第四十七条の二第三 第二条の一 第七条の十三第一項、 それぞれ当該料金、 第八条第一項又は第八条の二第一項の規定に基づく料 第六十一条第一項及び第六十二条後段の規定に基づ 第五十八条第一項、 第七条の七、 第三条第 割増金若しくは占用料を徴収し、 第七条の十四第一項及び第七条の 項 第七条の十第一項、 第三条の二第 第五十九条第三項、 項、 第七条の十 第五条 第六

道路管理者の収入とする。
2 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定に基づく料金は、有料

までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行つた場合第一項第十四号の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項の規定に基づく手数料、第八条第一項第十九号若しくは第十七条一項の規定に基づく手数料、第八条第一項第十九号若しくは第十七条の規定により読み替えて適用する道路法第四十八条の七第一項若しくは規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替え

機構等の収入とする。 を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させたを徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた。 第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条は第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条語の規定に基づく負担金又における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により

(義務履行のために要する費用)

他人の土地の立入り、一時使用等)

若しくは作業場として一時使用することができる。人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他第四十四条(会社は、高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は

- るのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項」と、同法第六十九中「第一項」とあり、並びに同法第六十七条中「前条第一項」とあ、同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五項及び第六項九条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において3 道路法第六十六条第二項から第七項まで、第六十七条及び第六十3

(義務履行のために要する費用)

しなければならない。 如分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担第二十四条 この法律又はこの法律に基く命令によつて公団等がする

措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は 六条又は前条の規定による処分に因り」 と読み替えるものとする。 条中「道路管理者」とあるのは「 会社」 ڔ とあるのは「道路整備特別 同条第一項中「 時使用により」 第六十

(負担金等の強制徴収)

第四 「条例(指定区間内の国道にあつては、 定中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中 に当該料金に係る第二十六条の規定に基づく割増金について準用す 項、 日十五条 この場合において、 第十二条第一項及び第十五条第 道路法第七十三条の規定は、 同法第七十三条第 一項の規定に基づく料金並び 政令)」とあるのは「政令 第十条第 一項から第三項までの規 項、 第十一条第 第

- と読み替えるものとする。 第四十二条第三項の規定により機構等の収入となる占用料、 連結 機
- (負担金等の強制徴収)

用する。この場合において、同法第七十三条第一項から第三項まで 用料並びに第二十一条において準用する同法第四十四条の二第七項 四条の二の規定に基づく割増金、第十八条において読み替えて適用 本道路公団」 及び負担金については「公団等」 の規定中「道路管理者」とあるのは、前段の料金、割増金、占用料 第十八条の二において準用する道路法第三十九条の規定に基づく占 する高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料 条の十四第一項及び第七条の十七第一項の規定に基づく料金、 七条の十第 十五条 第三条の二第一項、 第五十八条第一項、 一条第一項及び第六十二条後段の規定に基づく負担金について準 政令)」とあるのは 道路法第七十三条の規定は、 項 ۲ 同条第二項中「条例(指定区間内の国道にあつて 第七条の十二第一項、 第五条第一項、 第五十九条第三項、 政令」 ڔ と読み替えるものとする。 第七条の二、 前段の連結料については「 第二条のこ 第七条の十三第 第六十条ただし書、 第七条の七、 第三条第 項、 第十 第六 第 項

- 2 令)」とあるのは「政令」とする。 料及び負担金に関する道路法第七十三条の規定の適用については、 構等」と、 同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「 同条第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、 政
- 3| ある場合においては、督促状を発して督促し、その者が督促状にお(以下この条において単に「負担金」という。)を納付しない者が を申請することができる。 いて指定した期限までに納付しないときは、 会社は、第四十二条第四項の規定により会社の収入となる負担金 機構に対し、 その徴収
- 4 条第 が負担金を徴収する場合について準用する。 道路法第七十三条の規定は、 一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構 同条第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、 ;て準用する。この場合において、同前項の規定による申請に基づき機構 政令)

| 「別別にはいて、重別に、の道路に関いて、これでは、政令」と読み替えるものとする。

は、機構の収入とする。 前項において準用する道路法第七十三条第二項に規定する手数料

い。| 除く。)の百分の四に相当する金額を機構に納付しなければならな||は、会社は、機構の徴収した金額(前項の手数料に相当する金額を|| 第三項の規定による申請に基づき機構が負担金を徴収した場合に

(法令違反等に関する監督)

あ必要な措置をとることを命ずることができる。 を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のたい。 大管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)に関し当該が方道路公社に対して、その処分の取消し、変更その他必要な処分が、でいますが、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。 を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のたい。 は管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)に関し当該の が方道路公社に対して、その処分の取消し、変更その他必要な処分が、 は管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)に関し当該の はでいる。)に関し当該の はでいる。)に関し当該を除いる。 が必要な措置をとることを命ずることができる。

められる場合で国土交通大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認法及びこの法律若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づい、機構等又は会社のした処分又は工事が道路法、高速自動車国道

略

- し通常生ずべき損失を補償しなければならない。 | けた者がある場合においては、当該機構等は、損失を受けた者に対 | 構等が自己の処分を取り消し、又は変更したことにより、損失を受 | 2 前項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の処分により機 | 2
- とあるのは、「機構等」と読み替えるものとする。する。この場合において、同条第二項又は第三項中「道路管理者」3 道路法第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用

路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認第四十七条(国土交通大臣は、会社管理高速道路又は指定都市高速道

(法令違反等に関する監督)

二十六条次の各号の一に該当する場合においては、 道路の維持のため必要な措置をすることを命ずることができる。 の他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは の市町村道に関し地方道路公社に対して、その処分の取消、 る首都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速道路を除く。 般国道等(指定市の市道以外の市町村道(第十七条第一項に規定す は日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する この項、 臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合 の法律若しくはこれらに基く命令又はこれらに基いて国土交通大 に関し当該公団等に対して、都道府県知事は指定市の市道以外 公団等のした処分又は工事が道路法、 第二十七条第一項及び第二十九条において同じ。 高速自動車国道法及びこ 国土交通)を除く 変更そ 以下 大臣

略

- し通常生ずべき損失を補償しなければならない。けた者がある場合においては、当該公団等は、損失を受けた者に対団等が自己の処分を取り消し、又は変更したことにより、損失を受1 前項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の処分により公1
- とあるのは、「公団等」と読み替えるものとする。する。この場合において、同条第二項又は第三項中「道路管理者」3 道路法第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用

道路に係る料金に関する監督)(高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路又は指定都市高速

車国道又は第十七条第一項に規定する首都高速道路、阪神高速道路第二十六条の二 国土交通大臣は、日本道路公団の管理する高速自動

命ずることができる。 められる場合においては、 会社等に対して必要な措置をとることを

(道路の管理に関する勧告等)

第四十八条 をすることができる。 以外の市町村道に限る。)の管理に関し必要な勧告、助言又は援助都道府県知事は地方道路公社に対して公社管理道路(指定市の市道 は機構に対して会社管理高速道路又は公社管理道路の管理に関し、 国土交通大臣は、次項に規定するもののほか、 会社等又

2 | 市高速道路の料金に関し必要な勧告、 国土交通大臣は、会社等に対して、 助言又は援助をすることがで 会社管理高速道路又は指定都

2|

(会社管理高速道路の道路管理者への引継ぎ)

第四十九条 以外の場合については、この限りでない。 速道路の新設又は改築に要する費用 (当該道路管理者が、当該協議 路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。ただし、当該高は当該高速道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の高速道 許可を受けて、会社が新設し、又は改築している高速道路にあつてて同じ。)につき、会社及び機構と協議し、かつ、国土交通大臣の 路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路を除き、 するのに要する費用を含む。)の全部又は一部が償還を要する場合 に基づき、会社が当該高速道路の新設又は改築に要した費用を支弁 都道府県道又は指定市の市道であるものに限る。 道路(機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道 けて会社が新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している高速 に限る。以下この条において同じ。) は、第三条第一項の許可を受 道路管理者(都道府県道又は指定市の市道の道路管理者 以下この条におい

> 要な措置をすることを命ずることができる。 めに特に必要があると認められる場合においては、 若しくは指定都市高速道路に関し、 首都高速道路公団、 阪神高速道路公団又は地 料金の適正な徴収を確保するた 方道路公社に対して必 日本道路公団、

(道路の管理に関する勧告等)

第二十七条 助をすることができる。 指定市の市道以外の市町村道の管理に関し必要な勧告、 る一般国道等の管理に関し、都道府県知事は地方道路公社に対して 対して日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理す 国土交通大臣は、次項に規定するもののほか、 助言又は援 公団等に

路若しくは指定都市高速道路の料金に関し必要な勧告 動車国道又は第十七条第一項に規定する首都高速道路、 路公団又は地方道路公社に対して、 助をすることができる。 国土交通大臣は、日本道路公団、 首都高速道路公団、 日本道路公団の管理する高速自 阪神高速道 阪神高速道 助言又は援

者への引継ぎ (日本道路公団の管理する都道府県道及び指定市の市道の道路管理

いては、この限りでない。費用を含む。)の全部又は一部が償還を要する場合以外の場合につ 二十七条の二 |築に要する費用 (当該道路管理者が、当該協議に基づき、日本道路 金の徴収を自ら行うことができる。 くは改築し、又は料金を徴収している都道府県道又は指定市の市道 又は第三条の二第一項の許可を受けて日本道路公団が新設し、若し 理者に限る。 公団が当該道路の新設又は改築に要した費用を支弁するのに要する 道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料 につき、日本道路公団と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受け 日本道路公団が新設し、又は改築している道路にあつては当該 以下この条において同じ。)は、第三条第一項の許可 道路管理者(都道府県道又は指定市の市道の道路管 ただし、当該道路の新設又は改

略

3 | 2

略

第一項の許可の申請は、当該引継ぎに係る高速道路を対象とする

3 | 2 第一項の許可があつた場合には、当該道路に係る日本道路公団に

協定を添付して行わなければならない。

できる。 いずれにも適合すると認める場合に限り、同項の許可をすることが 1 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に掲げる要件の 4 国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に掲げる要件の

| | 申請に係る高速道路の引継ぎについて、機構が機構法第十四条| 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。|

公社への引継ぎ) (会社管理高速道路及び有料道路管理者の管理する道路の地方道路

は改築している高速道路にあつては当該高速道路の新設又は改築及と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、会社が新設し、又は認められるものに限る。)、都道府県道又は指定市の市道であると認められるものに限る。)、都道府県道又は指定市の市道であると認められるものに限る。)、都道府県道又は指定市の市道であると認められるものに限る。)、都道府県道路を除き、一般国道(その項に規定する地域路線網に属する高速道路及び同条第三人、若しくは改築し、又は料金を徴収している高速道路(機構法第第五十条 地方道路公社は、会社が第三条第一項の許可を受けて新設

の効力を失うものとする。

の効力を失うものとする。

の対する第三条第一項の許可又は第三条の二第一項の許可は、そばの規定による公告は、当該道路管理者がした同条第二項の規定による公告は、当該道路管理者がした同条第二項の規定による公告は、当該道路管理者がした同条第二項の規定に別の当該道路管理者に対する第八条第一項の許可又は第八条の二第一項の対する第三条第一項の許可又は第三条の二第一項の許可と同一内容

道路公社への引継ぎ)
並びに道路管理者の管理する有料の都道府県道及び市町村道の地方(日本道路公団の管理する一般国道、都道府県道及び指定市の市道

第

は市町村道の道路管理者が第八条第一項の許可又は第八条の二第一金の徴収を、その他の道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料蔵のでする地域の利害に特に関係があると認められるものに限る道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る可又は第三条の二第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築が当該「工十七条の三」地方道路公社は、日本道路公団が第三条第一項の許二十七条の三

うことができる。 び料金の徴収を、その他の高速道路にあつては料金の徴収を自ら行

- 臣である道路管理者を除く。)の同意を得なければならない。するときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者(国土交通大2 地方道路公社は、前項の規定により会社及び機構と協議しようと
- | 協定を添付して行わなければならない。| 3|| 第一項の許可の申請は、当該引継ぎに係る高速道路を対象とする|
- | 申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。|
- 第一項の業務実施計画の認可を受けていること。 「申請に係る高速道路の引継ぎについて、機構が機構法第十四条

- 道路管理者がした第二十四条第四項若しくは第二十五条第二項の規 同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がし の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が 同項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が 同項の許可若しくは第十九条第一項の許可と同一内容の当該地方 第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可と同一内容の当該地方 第一項又は第五項の許可以は有料道路管理者に対する第十八条 第一項又は第五項の許可があつた場合には、当該道路に係る会社 4

- にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。あつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路臣の許可を受けて、道路管理者が新設し、又は改築している道路に固いては、当該道路管理者の同意を得、かつ、国土交通大項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収してい
- ある道路管理者を除く。)の同意を得なければならない。するときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者(国土交通大臣で地方道路公社は、前項の規定により日本道路公団と協議しようと

2

る日本道路公団に対する第三条第一項の許可若しくは第三条の二第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係路公団がした第十四条第一項の規定による公示は、当該地方道路公社がした同条第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした同条第一項の語では第七条の十三第一項の共可があつたものとみなし、日本道対する第三条第一項の許可若しくは第三条の二第一項の許可又は道路では対する第三条第一項の許可若しくは第三条の二第一項の許可又は道第一項の許可があつた場合には、当該道路に係る日本道路公団に第一項の許可があつた場合には、当該道路に係る日本道路公団に

その効力を失うものとする。
に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可は、に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可とは有料道路管理者該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可又は有料道路管理者による公示は、当該地方道路公社がした第二十四条第四項又は第定による公示は、当該地方道路公社がした第二十四条第四項又は第

(道路資産等の帰属)

に帰属する。産は、次項の規定により機構に帰属する日前においては、当該会社第五十一条(会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資

- 帰属する。
 「帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い、機構にに帰属する日前においても、当該道路資産は、同項の規定により機構、当該道路資産帰属計画に係る道路資産帰属計画を定めたときは受けて次に掲げる事項を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、前項の規定にかかわらず、会社及び機構が国土交通大臣の認可を
- 機構に帰属する道路資産の内容
- 二 道路資産が機構に帰属する予定年月日
- 。| 他機構法第二条第二項の政令で定める物件は、当該会社に帰属する| 他機構法第二条第二項の政令で定める物件は、当該会社に帰属する| 会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その

八条の二第一項の許可は、その効力を失うものとする。一項の許可又は道路管理者に対する第八条第一項の許可若しくは第

公団等が取得する有料の道路の敷地等の帰属)

成する敷地又は支壁その他の物件は、当該公団等に帰属する。第二十八条、公団等が道路の新設又は改築のために取得した道路を構

(道路資産等の道路管理者への帰属)

理者(道路管理者が国土交通大臣であるときは、国)に帰属する。により公告する料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管設その他政令で定める物件を除く。)は、第二十五条第一項の規定帰属した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施道路資産並びに同条第六項及び第七項の規定により地方道路公社に第五十二条 前条第二項から第四項までの規定により機構に帰属した

審查請求)

査請求をすることができる。 で対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審 が指定市の市道以外の市町村道に関してこの法律に基づいてした処 を除く。)に不服がある者は国土交通大臣に対して、地方道路公社 を除く。)に不服がある者は国土交通大臣に対して、地方道路公社 使に当たる行為(地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に関 第五十三条 機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行

(道路法及び高速自動車国道法の適用)

第五十四条 路管理者をいう。以下同じ。 海道開発局長を含む。 があるものとする。この場合において、道路法第七十一条第四項中第二十条を除く。)並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用 道路管理者(道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道 の職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料 旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、 を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」 「道路管理者(第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北 (第五十条から第五十三条までを除く。)及び高速自動車国道法 (この法律による道路の新設、 以下この項及び次項において同じ。)は、その職員のうちから道路監理員 改築、 維持、 修繕、 Ιţ 道路法 災害復 そ

規定にかかわらず、当該公団等に無償で貸し付けることができる。いては、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条の「 普通財産である国有財産は、公団等が道路の用に供する場合にお

2|

(審査請求)

査請求をすることができる。 で対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審分その他公権力の行使に当たる行為に不服がある者は都道府県知事が指定市の市道以外の市町村道に関してこの法律に基づいてした処を除く。)に不服がある者は国土交通大臣に対して、地方道路公社を除く。)に不服がある者は国土交通大臣に対して、地方道路公社を除く。)に不服がある者は国土交通大臣に対して、地方道路公社を除く。)に不服がある者は国土交通大臣に対して、地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に関第二十九条。公団等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行

(道路法及び高速自動車国道法の適用)

第三十条 ば 場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものと げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる 第五十条から第五十三条までを除く。 定の適用があるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲 その他の管理については、この法律に定めるもののほか、 政令で定める。 同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的読替え この法律による道路の新設、 改築、) 及び同法に基づく政令の規 維持、 修繕、 道路法 (災害復旧

的読替えは、政令で定める。 二項の規定による有料道路管理者の処分」とするほか、必要な技術項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつて行う第一

とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第二十九号又は第十

ー 七 九 、六 ー 十 項 二 、三 ー 十 項 及 条 第 項 十 条 第 十 項 六 、条 第 十 項 三 、 び 第 三 、条 、六 八 、条 第 第 四 六 、条 第 第 二 十 第 第 第 十 条 第 第 六 ー 十 条 第 第 三 四 項 二	六号二第 号又第二 は第条 第二第	
者 道 路 管 理	者 道規第第 路定「項八 管す原系 理るに条	句
公 日 団 道 路	公 団 本 道 路	る よ は 理 。 道 自 路 公 日 場 う 管 し、を 動 高 が 道 合 と 理 、 を 降 車 高 が 道 す し 又 管 く 国 速 道 路
道 首 路 都 公 高 団	道 路 部 公 団 速	す し 又 管 が 道 首 る よ は 理 道 路 都 場 う 管 し 路 公 高 合 と 理 、 を 団 速
道 阪 路 神 公 高 団 速	道 路 油 公 団 速	す U 又 管 が 道 阪 るよ は 理 道 路 神 場 う 管 U 路 公 高 合 と 理 、 を 団 速
団 連本 絡州 橋 四 ム 国	団連 本州	合 と 理 `を 団 連 本 すし 又管 が 絡州 るよ は 理 道 橋 四 場 う 管 し 路 公 国
公 地 	公 地 社 方 道 路	場 う 管 し 路 公地 合 と 理 、 を 社 方 す し 又 管 が 道 る よ は 理 道 路

条 第 七 四 十 項 一	十 二 条 第 四 四 四	四十項及条第第四後条第第三項二、び第七五項段第七四項 条第第一十項及、三十項及 第九三項二、び第項一、
若 条 第 十 条 、三 三 し 第 三 四 、 員 道 し 第 四 三 、第 十 項 く 一 十 条 第 路 く 三 十 条 第 四 七 、 は 項 二 、 二 命 監 は 項 四 、 四 十 条 第 第 若 条 第 十 じ 理	者 者 道 以 路 の 理	
項 く 三 十 条 第 四 三 し 第 三 四 、 員 道 、 は 項 四 、 四 十 項 く 一 十 条 第 を 路 第 第 若 条 第 十 条 、 は 項 二 、 二 命 監 四 四 し 第 四 三 、 第 第 若 条 第 十 じ 理	者 団 本 者 道 以道路び管 の 公 日 理	
項 く 三 十 条 第 四 三 し 第 三 四 、 員 道 、 は 項 四 、 四 十 項 く 一 十 条 第 を 路 第 第 若 条 第 十 条 、 は 項 二 、 二 命 監 四 四 し 第 四 三 、 第 第 若 条 第 十 じ 理	外路 都高及 団団連 当 関盟 関連 関連	
項(三十条第四三 し第三四、員道、は項四、四十項(一十条第6路第34条第十条、は項二、二命監四四 し第四三、第第若条第十 じ理	外の者 一部 の を の は の の の の の の の の の の の の の の の の	
項 く 三 十 条 第 四 三 し 第 三 四 、 員 道 、 は 項 四 、 四 十 項 く 一 十 条 第 を 路 第 第 若 条 第 十 条 、 は 項 二 、 二 命 監 四 四 し 第 四 三 、 第 第 若 条 第 十 じ 理	以 格 四 る の の の の 団 連 本 理	
項 く三十条第四三 し第三四、員道、は項四、四十項 く一十条第6路第第名条第十条、は項二、二分監四四 し第四三、第第若条第十 じ理	者 社 方 者 道 以路 び 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	

路り規号は号、第号号二第第条同準に条置備はのは項八は項の四三十五公地定の第若第十の、、七六第法用おの法特道規第若条第若三十項七社方に三十し十一三第第号号一第すい十第別路定二し第四し第七、条第が道よの二く二号、九九の、項七るて九七措整又項く一十く二条第第四	国り規号は号、第号号二第第条同準に条置備はのは項ハは項の四三十項連本定の第若第十の、、七六第法用おの法特道規第若条第若三十項七絡州に三十七十一三第第号号一第すい十第別路定二七第四七第七、条第衙四よの二く二号、九九の、項七るて一七措整又項く一十く二条第第四	道阪定の第若第十の、、七六第法用お条置備はのは項八は項の四三十四路神に三十し十一三第第号号一第すいの法特道規第若条第若三十項七公高よの二く二号、九九の、項七るて六第別路定二し第四し第七、条領団速り規号は号、第号号二第第条同準に七措整又項く一十く二条第第四	道首定の第若第十の、、七六第法用お条置備はのは項八は項の四三十四路都に三十し十一三第第号号一第すいの法特道規第若条第若三十項七公高よの二く二号、九九の、項七るて六第別路定二し第四し第七、条領団速り規号は号、第号号二第第条同準に七措整又項く一十く二条第第	にらす代路り規号は号、第号号二第第条置備はのは項八は項の四三十項基のるわ公日定の第若第十の、、七六第法特道規第若条第若三十項七づ規こつ団本に三十し十一三第第号号一第別路定二し第四し第七、条第に同れてが道よの二く二号、九九の、項七措整又項く一十く二条第第	
	引	二と三	비에 垻	비에 垻	第 四 一 十
<u>.</u> - 	十分条第	十六条第	十六条第	十六条第	第四四

は公団等	する他の道路が日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等	る高速自	団の管理す	I本道路公	の道路が日	す る 他
項に規定	-	道路法第十九条の二第		のを除く	前項に定めるものを除くほか、	2 前項
	許可	可	可			
又は許可	る承認又	認又は許	認又は許			
よる承認	規定によ	による承	による承			
の規定に	第三項の	項の規定	項の規定			
は第三項	若しくは	くは第三	くは第三			
項若しく	条第一項	一項若し	一項若し	又は許可		
二条第一	第三十二	十二条第	十二条第	よる承認		
は第三十	本文又は	又は第三	又は第三	の規定に		
条本文又	二十四条	四条本文	四条本文	は第三項		
第二十四	てする第	る第二十	る第二十	項若しく		
つてする	が代わつ	わつてす	わつてす	二条第一		
社が代わ	絡橋公団	公団が代	公団が代	は第三十		
方道路公		高速道路	高速道路	条本文又		
により地	により本	より阪神	より首都	第二十四		
二の規定	二の規定	の規定に	の規定に	つてする		
第七号の	第七号の	七号の二	七号の二	団が代わ		
六号又は	六号又は	号又は第	号又は第	本道路公	許可	
第一項第	第一項第	一項第六	一項第六	により日	承認又は	
法第七条	法第七条	第七条第	第七条第	二の規定	定による	
用する同	用する同	する同法	する同法	第七号の	三項の規	
おいて準	おいて準	いて準用	いて準用	六号又は	しくは第	
の十九に	の十一に	の六にお	の六にお	第一項第	第一項若	
法第七条	法第七条	法第七条	法第七条	法第七条	三十二条	
特別措置	特別措置	特別措置	特別措置	特別措置	条又は第	条第一項
道路整備	道路整備	道路整備	道路整備	道路整備	第二十四	第七十二
	5.					
<u></u>	づく処	く処分	く処分			
基づく	定に	定に基づ	定に基づ			
らの規定	<u>'</u>	れらの規	れらの規			
するこれ	わつてす	てするこ	てするこ			
代わつて	公団が代	が代わつ	が代わつ	処分		

臣」とする。 臣」とする。 臣」とする。 臣」とする。 正、その他のときは都道府県知事」とあるのは「国土交通大管理施設関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交置法(昭和三十一年法律第七号)第九条第一項に規定する公団等」とあるのは「道路管理者及び他の道路を管理する道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第九条第一項に規定する公団等」とあるのは「道路管理者及び他の道路を管理する道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第九条第一項に規定する道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第九条第一項に規定する道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第九条第一項に規定する。 正、その他のときは都道府県知事」とあるのは「国土交通大区は、同法第五十四条の二第一項中「共用管理施設関係道路管理者では、同法第二十四条の二第一項中「共用管理施設関係道路管理者では、同法第二十四条の二第一項中「共用管理施設関係道路管理者では、同法第五十四条の二第一項中「共用管理施設関係道路管理者を対象を表する。

定は、公団等の管理する一般国道等については適用しない。3 道路法第十条、第二十四条の二、第七十四条及び第八十五条の規

4| す る。 用についての必要な技術的読替えは、 るのは「日本道路公団」と、 高速自動車国道法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものと た」とあるのは「その命じた」とし、 十五条第一 復旧その他の管理については、 この法律による高速自動車国道の新設、 」とあるのは「日本道路公団は、 この場合において、 項若しくは第二項又は第十六条中「国土交通大臣」とあ 同法第十四条第四項から第六項まで、 同法第十九条第一項中「国土交通大臣 この法律に定めるものを除くほか、 ر ج 政令で定める。 同法に基づく政令の規定の適 改築、 「国土交通大臣が命じ 維持、 修繕、 災 第

通大臣とみなす。 ・ この法律の規定により適用については、国土交法第四章(第三十三条を除く。)の規定の適用については、国土交び路管理者とみなし、この法律の規定により国土交通大臣に代つては、道路法第八章(第百六条を除く。)の規定の適用については、この法律の規定により道路管理者に代つてその権限を行う公団等規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。 規定により適用があるものとされた道路法及び同法に基づく政令の規定により適用があるものとされた道路法及び同法に基づく政令の

方公共団体の長又は会社等」とする。
「おいて「会社等」という。)若しくはこれらの命る会社等(次項において「会社等」という。)若しくはこれらの命のは「その職員若しくは道路整備特別措置法第二条第六項に規定する会社の規定の適用については、同条第一項中「その職員」とある第五十五条(会社管理高速道路又は公社管理道路に関する道路法第七

(権限の委任)

申請に基づく裁定については、この限りでない。 局長に委任することができる。ただし、第九条第六項の規定による。 令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発第五十六条。この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省

第五章 罰則

、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は第五十七条 第四十四条第三項において準用する道路法第六十七条の

自動車その他の車両の運転者は、三十万円以下の罰金に処する。第五十八条第二十四条第三項後段の規定に違反して道路を通行した

同条の罰金刑を科する。
「行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して付為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、第五十七条の違反他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十七条の違反第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その

附則

(資金の貸付けの特例)

特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する可を受けて行う高速道路の新設又は改築のうち、日本電信電話株式第七条 国は、当分の間、会社に対し、当該会社が第三条第一項の許

の長」とあるのは「地方公共団体の長又は公団等」とする。等若しくはこれらの命じた職員」と、同条第二項中「地方公共団体は、同条第一項中「その職員」とあるのは「その職員若しくは公団理する一般国道等に関する道路法第七十七条の規定の適用について第三十一条 日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管

(権限の委任)

(資金の貸付けの特例)

置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措各号に定める道路の新設又は改築のうち、日本電信電話株式会社の第七条 国は、当分の間、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該

付けることができる。 政令で定めるものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し 別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものであつて

2 3

略

|十条第| 項の貸付金の償還方法の特例)

第八条 別措置法第二条第一項第一号に該当する道路の新設又は改築(政令 できることとされているものに係る貸付金の償還期間は、二十年 (の間、それに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けることが で定めるものに限る。) であつて、同項の規定により、国が、当分 五年以内の据置期間を含む。 第二十条第一項の規定による貸付金のうち、社会資本整備特)以内とする。

> 定めるものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付ける 法」という。) 第二条第一項第一号に該当するものであつて政令で ことができる。

- は第三条第一項の許可を受けて行う道路の新設又は改築 日本道路公団 日本道路公団が第二条の二の規定に基づき、 又
- 首都高速道路公団 首都高速道路公団が第七条の二第 項 の規
- 定に基づき行う首都高速道路の新設又は改築 阪神高速道路公団 阪神高速道路公団が第七条の一 第 項 の規
- 定に基づき行う阪神高速道路の新設又は改築 本州四国連絡橋公団 本州四国連絡橋公団が第七条の七の規定

に基づき行う本州四国連絡道路の新設又は改築

2
.

第八条 令で定めるものに限る。)であつて、同項の規定により、国が、当特別措置法第二条第一項第一号に該当する道路の新設又は改築(政 ができることとされているものに係る貸付金の償還期間は、二十年 分の間、それに要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けること (第八条の三第一項の貸付金の償還方法の特例 (五年以内の据置期間を含む。 第八条の三第一項の規定による貸付金のうち、社会資本整備)以内とする。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)(第二条関係

(傍線の部分は改正部分)

目次 2 { 第三十一条 附 第 四 章 ~ 第 第三章 道とが相互に交差する場合(当該道路が国道であり、かつ、国土交 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄 当該道路及び他の工作物の管理については、第十三条第一項及び第 軌道法 (大正十年法律第七十六号) による新設軌道との交差部分を じ。)及び維持以外の管理を行わせることができない。 する工事 (道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。 の管理者が私人である場合においては、道路については、 三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、 これらを「他の工作物」と総称する。)とが相互に効用を兼ねる場 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 第一章・ て別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物 合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、 いう。)、駅前広場その他公共の用に供する工作物又は施設 人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は (道路と鉄道との交差) (兼用工作物の管理 第六節 第五節 6 第一節~第四節の二 道路と堤防、 第二章 罰則 (第九十九条 第七章 道路の管理 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 自転車専用道路等 (第四十八条の十三 自動車専用道路 (第四十八条の二 護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、 改 第百七条 正 案 第四十八条の十二) 第四十八条の十 独立行政法 踏切道 道路に関 協議し 以下同 () 以下 第 第二十条 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、 目次 2 6 第四章 第一 三十一条 附則 第三章 築又は修繕に関する工事をいう。 めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合 十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定 公共の用に供する工作物又は施設 (以下これらを「他の工作物」と 絡橋公団若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法(大正十年法律第七 を行わせることができない。 管理については、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第 道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の 総称する。)とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の 十六号)による新設軌道との交差部分をいう。)、駅前広場その他 道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合三十一条(道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、 においては、道路については、 (当該道路が国道であり、 (道路と鉄道との交差) (兼用工作物の管理) 第六節 第五節 第一節~ 章 略 第二章 罰則 (第九十九条 第七章 道路の管 自転車専用道路等 (第四十八条の七自動車専用道路 (第四十八条の二) 略 略 略 現 かつ、国土交通大臣が自らその新設又は 第百六条 道路に関する工事(道路の新設、 以下同じ。 行)及び維持以外の 第四十八条の六) 第四十八条の十 本州四国 踏切道 、 改

該交差の方式は、立体交差としなければならない。

、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合を除くほか、当担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄当該道路の道路管理者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支通大臣が自らその新設又は改築を行う場合を除く。)においては、

- | 「清機構又は鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することがで| | 「清機構又は鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することがで| | 「立しないときは、当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設 | 「成立しないときは、当該道路の道路管理者、独立行政法人鉄道建設 | 「政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者との協議が| | 」 | 」 | 」 | 2 | 前項の規定により協議する場合において、国土交通大臣以外の道 | 2
- | Sign | Sign
- みなす。 保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものと 保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものと 法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と独立行政4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、
- 設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務を行うときは、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建互に交差する場合において、国土交通大臣が自らその新設又は改築法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者の鉄道とが相5 国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政

5

除くほか、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他政令で定める場合をればならない。ただし、当該道路の交通量又は当該鉄道の運転回数法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなけ団又は当該鉄道事業者と当該交差の方式、その構造、工事の施行方独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公改築を行う場合を除く。)においては、当該道路の道路管理者は、

- る。

 立

 立

 立

 の

 は

 「

 お

 で

 の

 で

 の

 は

 「

 お

 で

 の

 は

 「

 お

 で

 の

 は

 「

 お

 で

 の

 は

 「

 お

 で

 の

 は

 「

 お

 で

 の

 は

 で

 お

 が

 の

 は

 で

 お

 が

 の

 は

 に

 お

 が

 の

 は

 に

 お

 が

 の

 は

 の

 は

 に

 お

 が

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の

 は

 の
- 該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。 法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は当第一項の規定の適用については、当該道路の道路管理者と独立行政4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、
- 、本州四国連絡橋公団又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交臣は、あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国土交通大臣が自らその新設又は改築を行うときは、国土交通大連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差する場合において国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国国

これらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。し、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれらの者との間にの構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただ返済機構又は当該鉄道事業者の意見を聴いて、当該交差の方式、そ

6 · 7 略

(道路等との交差の方式)

本のでは、前条第一項又は第二項の規定による 第四十八条の三 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による 第四十八条の一四中「道路等」という。)と交差させよ 「次条及び第四十八条の十四中「道路等」という。)と交差させよ 「からない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上や 「かいる」という。)と交差させよ 「おにならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上や 「おいる」という。)と交差させよ 「おいる」という。)と交差させよ 「おいる」という。)と交差させよ 「おいる」という。)と交差させよ 「おいる」という。)と交差させよ 「おいる」という。)と交差させよ

(自動車専用道路との連結の制限)

「自動車専用道路」という。)と連結させてはならない。 - 項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分(以下第四十八条の四 次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一 | 2

- 「において同じ。) 「 道路等(軌道を除く。次条第一項及び第四十八条の十四第二項「 自動車専用道路」という。) と連結させてはならない。
- の他の施設
 「可他の施設」
 「道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設そ」
 「油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用」」
 「当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給
- 利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の三 第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用

りでない。の者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限の者との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限とする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣とこれら差の方式、その構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するもの

6 7 略

(道路等との交差の方式)

(道路等と自動車専用道路との連結又は交差)

第二項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第二項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第二項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第二項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第二項中同じ。)の管理者は、道路等を第四十八条の二第一項又は第四十八条の四

できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。
の場合にあつては当該交差が前条ただし書に規定する場合に該当す
連結が当該自動車専用道路の効用を妨げない場合に限り、同項後段
自動車専用道路の道路管理者は、前項前段の場合にあつては当該

(連結許可等)

同様とする。

同様とする。

同様とする。

同様とする。

同様とする。

同様とする。

- に応じ、又は連結許可をすることができる。 十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前 をの三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議 係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適 係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適 は、前項前 に応じ、又は連結許可の申請に の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に は、前項前
- | 用を妨げないものであること。 | 前条第一号に掲げる施設 | 当該連結が当該自動車専用道路の効
- 基準に適合するものであること。 関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的二 前条第二号又は第三号に掲げる施設 政令で定める連結位置に

(連結許可等に係る施設の管理)

管理をしなければならない。
・
設の管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持」という。)を受けた第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施第四十八条の六 連結許可及び前条第三項の許可(以下「連結許可等

連結料の徴収)

| 第四十八条の七| 道路管理者は、第四十八条の四第二号又は第三号に

掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、 とができる。 連結料を徴収するこ

2 で定める。 である地方公共団体の条例 前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、 (指定区間内の国道にあつては、 道路管理者 政令)

(連結許可等に基づく地位の承継)

第四十八条の八 く地位を承継する。 る法人に限る。) は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づ の連結許可等を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあ つては、連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を承継す 相続人、合併又は分割により設立される法人その他

2 届け出なければならない。 承継の日の翌日から起算して三十日以内に、 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、 道路管理者にその旨を その

第四十八条の九 の連結許可等に基づく地位を承継する。 専用道路と連結する施設を譲り受けた者は、 道路管理者の承認を受けて連結許可等に係る自動車 譲渡人が有していたそ

(連結許可等の条件)

第四十八条の十 動車専用道路の管理のため必要な範囲内で条件を付することができ 道路管理者は、 連結許可等又は前条の承認には、 自

(出入の制限等)

第四十八条の十一 略

2 略

(違反行為に対する措置)

第四十八条の十二 略

第六節

(自転車専用道路等の指定)

自転車専用道路等

略

第四十八条の五

略

(出入の制限等)

2

第六節 自転車専用道路等 第四十八条の六 (違反行為に対する措置)

(自転車専用道路等の指定)

2 { 第四十八 5 略 条の十三 略

2 第四十八条の十四 (道路等との交差等) 略

略

第四十八条の十五 (通行の制限等) 略 略

2 { 4

第四十八条の十六 (違反行為に対する措置) 略

(収入の帰属)

第三項の規定に基づく割増金、第二十五条の規定に基づく料金、第第六十四条の第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同条 二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外 の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入とする。 く占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第 基づく負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づ 四十八条の七第一項の規定に基づく連結料並びに第四十四条の二第 第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に

2

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 すること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる 物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設を に存する工作物その他の物件の改築、 変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路(連結許可等に係る自若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を 動車専用道路と連結する施設を含む。 て、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し 移転、 以下この項において同じ。 除却若しくは当該工作

第四十八条の七 略

2 5 略

第四十八条の八 (道路等との交差等)

2 略

第四十八条の九 (通行の制限等)

2 4 略

違反行為に対する措置)

第四十八条の十

略

(収入の帰属)

第六十四条 す る。 繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入と 理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、 十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管 十二条後段の規定に基づく負担金は、道路管理者の収入とし、第三 第三項の規定に基づく割増金、第二十五条の規定に基づく料金並び に第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十一条まで及び第六 第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同条

2 略

(道路管理者等の監督処分)

第七十一条 道路管理者は、左の各号の一に該当する者に対して、こ 又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の 回復することを命ずることができる。 損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に 承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、 の法律又はこの法律に基く命令の規定によつて与えた許可若しくは 移転、 除却若しくは当該工作物その他の物件に因り生ずべき

- 定に基づく処分に違反している者 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規
- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認 に付した条件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命 令の規定による許可又は承認を受けた者

2 4

略

5 二又は第四十八条の十六の規定による権限を行わせることができる の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項、 道路管理者は、 前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条 第四十八条の十

6 . 7 略

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれ 割増金、料金又は連結料(以下これらを「負担金等」という。)をらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、 納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつ て納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 5

第七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、 町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならないに掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市紀十六条(道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次

_ ≤ = 略

四 項の規定により定めた条例 第三十九条第二項、第四十八条の七第二項又は第六十一条第二

(不服申立て)

第九十六条 略

2 { 4 略

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項(第九十一条第二

項において準用する場合を含む。) 又は第四十八条の五第一項若し

- に基く処分に違反している者 この法律若しくはこの法律に基く命令の規定又はこれらの規定
- この法律又はこの法律に基く命令の規定による許可又は承認に 附した条件に違反している者
- 三 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基く命令 の規定による許可又は承認を受けた者

2 { 4

5

又は第四十八条の十の規定による権限を行わせることができる。 の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項、 道路管理者は、 前項の規定により命じた道路監理員に第四十三条 第四十八条の六

7 略

6

(負担金等の強制徴収)

第七十三条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれ べき期限を指定して督促しなければならない。い者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付す 割増金又は料金(以下これらを「負担金等」という。)を納付しな らによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、

2 { 5

(報告の提出)

第七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、 町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならない に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次

兀 例 第三十九条第二項又は第六十一条第二項の規定により定めた条

ر =

第九十六条 (不服申立て) 略

2 { 4 略

5 項において準用する場合を含む。) 又は第四十八条の四第一項の規 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項(第九十一条第二

その申請に対するなんらの処分をしないときも、同様とする。規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなお不服申立てをすることができる。道路管理者が第九十一条第一項の申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときは、許可をくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過

3八章 罰則

せた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 揖壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさいて同じ。)を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは第九十九条 みだりに道路(高速自動車国道を除く。以下この条にお

| 十万円以下の罰金に処する。 | 第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五 |

— 〈 四

略

一~七 略 | 三十万円以下の罰金に処する。 | 三十万円以下の罰金に処する。 第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は

処する。 第百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に

一 分 五 略

五項の規定による道路監理員の命令に違反した者についても、同様命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。第七十一条第ている者に対する第四十七条の三第一項の規定による道路管理者の七条第四項の規定による政令で定める基準を超える車両を通行させしくは第四十八条の十六の規定による道路管理者の命令又は第四十第百三条 第四十三条の二、第四十八条第四項、第四十八条の十二若

第百四条

第四十四条第四項又は第四十八条第二項 (第九十一条第二 |第百四条

第四十四条第四項又は第四十八条第二項 (第九十一条第二

るなんらの処分をしないときも、同様とする。の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対することができる。道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、不服申立てをす申請に対するなんらの処分をしないときは、許可を申請した者は、定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその

第八章 罰則

せた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさいて同じ。)を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは第九十九条 みだりに道路 (高速自動車国道を除く。以下この条にお

以下の罰金に処する。第百条次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円

一~四略

以下の罰金に処する。第百一条次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は十万円

一 一 七 略

第百二条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処す

一 分 五 略

第百七条略	は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。第百六条(第四十八条の八第二項の規定に違反して、届出をせず、又)	罰金刑を科する。	路管理者の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道
第百六条略		ては、この限りでない。	路管理者の命令に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道

第五条 備計画)

該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない路線が指定された場合においては、政令で定めるところにより、当 これを変更しようとするときも、 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道 同様とする。 の

2 略

- 3 ときも、同様とする。 関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとする いては、政令で定めるところにより、当該高速自動車国道の改築に 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合にお 3
- 4| を経なければならない。 又は変更しようとするときは、 国土交通大臣は、 第 項又は前項の規定により整備計 政令で定める事項について会議の議 画を定め、
- 項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、 自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一)の意見を聴かなければならない。 又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県(地方国土交通大臣は、第一項又は第三項の規定により整備計画を定め 当該指定都市 4 |

(高速自動車国道との連結の制限)

第十一条 てはならない。 次に掲げる施設以外の施設は、 高速自動車国道と連結させ

- の他の施設国道を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設を国道を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設を油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該高速自動車は所での他の施設
- 国道とを連絡する通路その他の施設であつて、 利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの 第一号に掲げるものを除くほか、 前号の施設と当該高速自動車 専ら同号の施設の

連結許可等

案

改

正

へ 整 備計画)

現

行

第五条 なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ところにより、当該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定め 路線が指定された場合においては、会議の議を経て、 国土交通大臣は、前条第一項の規定により高速自動車国道 政令で定める

2

動車国道の改築に関する整備計画を定めなければならない。これを 変更しようとするときも、 しし 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合にお ては、 会議の議を経て、政令で定めるところにより、当該高速自 同様とする。

治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県(地方自 の意見を聴かなければならない。 の指定都市の区域内における整備計画にあつては、 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、 当該指定都市)

略

車国道と連結させてはならない。

(高速自動車国道との連結の制限)

次に掲げる交通の用に供する施設以外の施設は、

高速自動

第十一条

施設、 と連絡する通路その他の施設であつて、専ら当該高速自動車国道 |活用施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられ れるものをいう。以下この号において同じ。 利用に当たつて相当数の者が高速自動車国道を通行すると見込ま 前号に掲げるものを除くほか、 レクリエーション施設その他の施設であつて、 高速自動車国道活用施設 (商業 の高速自動車国道 当該施設の

(連結許可等)

第十一条の二略

- に適合するときに限り、連結許可をすることができる。 請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申
- り定められた整備計画に適合するものであること。 前条第一号に掲げる施設 第五条第一項又は第三項の規定によ
- であること。
 「第一項又は第三項の規定により定められた整備計画及び国土者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの(第一)前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理する
- 土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。の以外のもの(政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国三(前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、前号に掲げるも

- 6 略
- 第三号に掲げる施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用す7_第五項の許可を受けた施設は、連結許可を受けた前条第二号又は7

(連結許可等に係る施設の管理)

従い、当該施設の維持管理をしなければならない。 第三号に掲げる施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準にという。)を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号又は第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可(以下「連結許可等」

(連結料の徴収)

| 2 | 国土交通大臣 | 第十一条の二 | 略

- に適合するときに限り、連結許可をすることができる。請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申
- 計画に適合するものであること。
 前条第一号に掲げる施設(第五条の規定により定められた整備)
- あること。
 あること。
 あること。
 あること。
 あの世の施設の構造に関する技術的基準に適合するもので第五条の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて、これを管理す
- 国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。もの以外のもの 政令で定める連結位置に関する基準及び同号の三 前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて、前号に掲げる
- 略
- る場合を除く。)には、連結許可を受けなければならない。設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合(政令で定め第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該通路その他の施4 連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設であつて
- けなければならない。め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじる者は、当該通路その他の施設の構造について変更(国土交通省令5)連結許可を受けた前条第二号に掲げる通路その他の施設を管理す
- 6略
- の規定を適用する。 条第二号に掲げる通路その他の施設とみなして、第四項及び第五項7 第五項の許可を受けた通路その他の施設は、連結許可を受けた前

(連結許可等に係る通路その他の施設の管理

に従い、当該通路その他の施設の維持管理をしなければならない。「ける通路その他の施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準という。)を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号に掲第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可(以下「連結許可等」

(連結料の徴収)

第十一条の四 自動車国道との連結につき、 国は、第十一条第二号又は第三号に掲げる施設の高速 連結料を徴収することができる。

2 -3 略

連 (結許可等に対する監督処分等)

第 第一項中「連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設」とあ び第二項中「この法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、同条定中「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項及いて準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規 十一条の八 るのは「高速自動車国道法第十一条の二第一項又は第五項の許可に 結許可等及び連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設につ 係る高速自動車国道と連結する施設」と読み替えるものとする。 道路法第七十一条第一項から第三項までの規定は、 連 第 十

2

(高速自動車国道と鉄道との交差)

見を聴いて、当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担を決定 あらかじめ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立 とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成立したときは するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣 行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は当該鉄道事業者の意 業者の鉄道とが相互に交差する場合においては、国土交通大臣は、 この限りでない。 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事

略

(の適用)

第二十五条(道路法) て、同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合においの他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び 者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令 の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理 する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条 」とあるのは「政令」と、 高速自動車国道の新設、 同法第四十四条第一項又は第七十三条 改築、維持、修繕、 災害復旧そ

> 第十一条の四 速自動車国道との連結につき、 国は、 第十一条第二号に掲げる通路その他の施設の高 連結料を徴収することができる。

2 . 略

(連結許可等に対する監督処分等)

定中「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項及いて準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規結許可等及び連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設につ 第一項中「道路」とあるのは「道路若しくは高速自動車国道法第十 び第二項中「この法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、同条 する施設」と読み替えるものとする。 一条の二第一項若しくは第五項の許可に係る高速自動車国道と連結 一条の八 道路法第七十一条第一項から第三項までの規定は、

略

2

(高速自動車国道と鉄道との交差)

第十二条 立したときは、この限りでない。国土交通大臣とこれらの者との間にこれらの事項について協議が成 する場合においては、国土交通大臣は、あらかじめ、独立行政法人援機構、本州四国連絡橋公団又は鉄道事業者の鉄道とが相互に交差十二条 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支 用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、 道事業者の意見を聴いて、当該交差の構造、工事の施行方法及び費 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、本州四国連絡橋公団又は当該鉄

2 略

(道路法の適用)

第二十五条 Ź)」とあるのは「政令」と、 者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、 の二第一項、第三十九条第二項又は第六十一条第二項中「道路管理 同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合においの他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条 同法第二条第二項第二号又は第六号中「第十八条第一項に規定 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、 同法第四十四条第一項又は第七十三条 災害復旧そ 政令

道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「政令で」と、同法第百七条中「第十三条第二項又で」とあるのは「政令で」と、同法第百七条中「第十三条第二項又限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるの第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるの

2 略

の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又界二十六条(高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附

2 略

たときは、一年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。円以下の罰金に処する。高速自動車国道の管理に従事する者が犯し第二十八条 過失により第二十六条第一項の罪を犯した者は、五十万

者は、百万円以下の罰金に処する。 一条第一項又は第二項の規定による国土交通大臣の命令に違反した第二十八条の二 第十一条の八第一項において準用する道路法第七十

合を含む。)の命令に違反した者についても、同様とする。員がした第十四条第二項又は第三項(第十六条において準用する場百万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路監理場合を含む。)の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、第二十九条 第十四条第二項又は第三項(第十六条において準用する

| 監理員がした第十八条の命令に違反した者についても、同様とする||、||五十万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路ポ三十条||第十八条の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は|

道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「は第二十七条の規定により道路管理者に代つて」とあるのは「高速で」とあるのは「政令で」と、同法第百六条中「第十三条第二項又者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他のは「政令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるの

2 略

の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。は高速自動車国道における交通に危険を生じさせた者は、五年以下属物を移転し、若しくは損壊して高速自動車国道の効用を害し、又第二十六条(高速自動車国道を損壊し、若しくは高速自動車国道の附

略

2

たときは、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。円以下の罰金に処する。高速自動車国道の管理に従事する者が犯し第二十八条 過失により第二十六条第一項の罪を犯した者は、二十万

者は、三十万円以下の罰金に処する。 一条第一項又は第二項の規定による国土交通大臣の命令に違反した第二十八条の二 第十一条の八第一項において準用する道路法第七十

場合を含む。)の命令に違反した者についても、同様とする。理員がした第十四条第二項又は第三項(第十六条において準用する三十万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路監場合を含む。)の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は、第二十九条 第十四条第二項又は第三項(第十六条において準用する

| 監理員がした第十八条の命令に違反した者についても、同様とする||、二十万円以下の罰金に処する。第十九条第一項の規定により道路第三十条||第十八条の規定による国土交通大臣の命令に違反した者は|

三 そ ろ	ウ金 二 銀行その他 用してはならな 第三十一条 道路 第三十一条 道路	3 2 第 2 第 2 第 2 第 2 第 3 2 第 3 2 第 3 2 第 3 2 第 3 2 第 4 。等		地方道路
他国土交通省令で定める方法	1その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得はならない。 道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運业の運用)	本の業務の全部又は一部を行うこと。 一部の連路公社は、第一条の目的を達成するため、前項の業務のほか、 の業務の全部又は一部を行うことができる。 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、四日本高速道路株式会社、四日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阿田本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阿郡正十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和三十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和三十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和三十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和三十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和三十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和三十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和三十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭和三十九年法律第百十九号)に基づく土地区画整理法(昭本高速道路株式会社、阿郡・山村、田本の主、「田本の主、「田本の主、「田本の主」と、「田本の主、「田本の主」と、	改正案	——————————————————————————————————————
	二 銀行への預金又は郵便貯金一 国債又は地方債の取得用してはならない。	(業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務) (業務)	現行	(傍線の部分は改正部分) (傍線の部分は改正部分)

第四十三条 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚 | 第四十三条

第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

に処する。 第三条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料 第四十五条 第三条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料 第		。 をした道路公社の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為 第	2 略 2 は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 忌避した場合には、その違反行為をした道路公社の役員、清算人又 偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは
に処する。 第四十五条 第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料		道路公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。第四十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした	4 略